

第11卷 第2号

ISSN 1348-0588
Vol. 11, No. 2

帯広畜産大学
学術研究報告

人文社会科学論集

RESEARCH BULLETIN
OF
OBIHIRO UNIVERSITY

(The Humanities and Social Sciences)

平成15年3月

March 2003

帯広畜産大学

OBIHIRO UNIVERSITY
OF AGRICULTURE AND VETERINARY MEDICINE
OBIHIRO, HOKKAIDO, JAPAN

帯広畜産大学学術研究報告 人文社会科学論集

第11巻 第2号

目 次

幼少年期の自伝（四） 一大岡昇平と三つの自伝一

柴口順一	1
------------	---

「不完全履行」概念の現代的展開とその有用性

長坂 純	12
------------	----

学生の授業評価を規定するものはなにか — 平成13年度後期・学生による授業評価の分析—

渡邊芳之	27
------------	----

アジア農村の相互扶助慣行の変容に関する理論的分析 —スリランカの水利慣行の事例—

耕野拓一・H.M.ソーマラトナ	32
-----------------------	----

仮想市場評価法による帯広市八千代公共育成牧場の公益的機能の評価

川瀬智太郎・耕野拓一・澤田 学	37
-----------------------	----

平成13年度帯広畜産大学研究業績

42

幼少年期の自伝（四）

—大岡昇平と三つの自伝—

Memoirs of childhood(4) : Shohei Ooka and other three Memoirs
Jun'ichi SHIBAGUCHI

柴 口 順一

(帯広畜産大学文学研究室)

11001年十月三十日受理

—
幼少年期を対象とした自伝として、これまで以下の三つを扱った。

和辻哲郎『自叙伝の試み』(『中央公論』'57・1~'60・2／中央公論社、'61・12)

江口渙『少年時代』(『民主文学』'71・1~'75・1／和光堂、'75・3)

西尾幹二『わたしの昭和史—少年篇—』(『正論』'95・9~'98・7／新潮社、'98・8、'98・12)

また、「シリーズ大正っ子」も実は大岡の影響とはいわないまでも、それがヒントになっているのではないかと思われる節があつたことから、これまた無意味であつたわけではない。しかし、一言でいってそれらが大岡のものと比較し得るような実質を持っていたかといえば、その点についてはどうも否定的たらざるを得なかつたのである。

大岡の自伝は対象を幼少年期に限つたものであつたが、そのような自伝は決して珍しいわけではなかつた。というよりは、むしろひとつ型になつてゐるといつて差しつかえない。その他の時期、たとえば青年期や壮年期、老年期だけを対象とした自伝といったものはほとんど見かけことはないからである。しかし、幼少年期を対象として大岡ほどの記述量を持つ自伝は極めて少ない。井上靖や「シリーズ大正っ子」のそれぞれの自伝も大岡のものには比べようもなかつた。大岡のものと比較し得る実質を持っていなかつたことも、おそらくはそのことと無関係ではないであろう。その後の記憶に比べればやはり幼少年期のそれは圧倒的に少ないのであり、それほど長く書く材料を持ち合わせていないというのが一般であろう。にもかかわらず、なぜ幼少年期に限つた自伝が書かれるのかということにもなるのだが、たぶん幼少年期には人々を特別な郷愁に誘う何かがあるのだろうというほかはない。あるいは、記憶していることがらがそれほど豊富ではないがゆえにその印象には強いものがあり、またいわば未知な部分への興味といったものがかきたてられるのだといえるのかもしない。

それはさておき、幼少年期を対象として大岡のものに見合うような記述量を持つ

『蒼き狼』論争がたたかわされた相手であったという点でそれなりの意味はあつた。

ものとして取りあげたのが、先の三つの自伝であった。ただ断つておけば、和辻哲郎と西尾幹二のものはもともと幼少年期の自伝を意図して書かれたものではなかった。和辻の自伝はその死によってはからずもそのような形になつたのであり、また西尾の自伝は続篇が予定されている。ただし、西尾のは『少年篇』という一応の区切りを持つてもいる。

大岡昇平の『幼年』『少年』との比較ということでそれに見合うような記述量を持つものを選んだのは、とりもなおさず他に圧倒するその記述量のためのほかならない。その構想力といおうかその持続力といおうか、過去の自己について書くことに対する問題意識とその記述のあり方を検討するためには、やはりそれに匹敵するような記述量を持つものを比較対象として扱うべきであると考えたのである。だが、理由はそれだけではなかった。本論のもうひとつ的目的は、自伝を扱う際の記述のあり方、それは方法といってもかまわないが、それを模索することであった。そして、それが自伝というものの記述のあり方とどのように関わっているのかということを検討してみることであった。そのためにも、同じ幼少年期を対象とし、かつ大岡のものに匹敵する記述量を持つものを取りあげるべきであると考えたのである。それが、是非とも求められるべき前提であるとはいえないであろう。ただ、とりあえずの条件として設定してみることの意味はあるはずである。

自伝は、自己に関する実際の出来事を主な対象としている。それがどれだけ正確に、あるいはどれだけ網羅的に記述できるかは別にして、基本的には実際の出来事を記述の対象としているのである。大岡も和辻も、江口も西尾も、それぞれが自己的幼少年期を対象としていたことはいうまでもない。同じ幼少年期とはいっても、それぞれが描いていた時期（期間）はむろん正確に同じではない。和辻の場合は高校（旧制）時代にまで筆が及んでいたし、江口の場合は小学校まで終わっていた。（幼）少年期を何歳までと見るかということには多少の議論があるが、いずれにしてもおおよそ幼少年期と呼べる時期が描かれていたことはまちがいない。その描かれる時期（期間）が一定程度に限定されれば、原理的に長く書けば書くほどより多くのことがらが、あるいはより詳細に描かれることになるであろう。もちろん、そこには当然さまざまな意味での書き方の問題がからんでいることはいうまでもない。だが、その書き方の問題も含めてやはりより長く描かれることにはちがいないのである。であるなら、その記述量も一定程度の範囲に限定することができればそのことによって、書き方の問題もより見やすくなるのではないかと考えたのである。ところで、以上のような試行錯誤を試みざるを得なかつたのは、そのような研究

がほとんどなかつたからにはかならない。『幼年』『少年』と他と同様な自伝との比較ということだけではなく、たとえば幼少年期を対象とした自伝の比較研究といったことがである。要するに、大岡の自伝をどのように評価し位置付けるかというところに、参考すべき研究がほぼ皆無だったのである。比較研究の必要性を強く感じたのもそのためであった。そして、そのような研究の遅れは基本的に自伝研究全体にいえることであった。近年いくぶんの進展は見られるものの、自伝研究はなお決定的に蓄積不足であることはおおうべくもない。『幼年』『少年』と比較し得る適当な自伝がおのずから思い浮かべられるといった状況にはいまだないのである。さらにいえば、これまでの数少ない自伝研究にも飽き足らない点が多かったということもある。そこで、これまでの日本における自伝研究について少しく検討を加えておきたい。

二

日本において、はじめて本格的な自伝研究に取り組んだのは佐伯彰一であった。佐伯はこれまでに以下の論を提出している。

- 『日本人の自伝』（『群像』、'73・1・12／講談社、'74・4）
- 『近代日本の自伝』（『群像』、'81・1・12／講談社、'82・5）
- 『批評家の自伝』（『英語青年』、'82・5・83・6／研究社、'85・4）
- 『自伝の世紀』（『群像』、'84・7・85・2、'85・5・8／講談社、'85・11）

佐伯はその他にも『自伝文学の世界』（朝日出版社、'83・11）を編纂し、また伝記についての論も書いている。四つのうち前者二つが日本の自伝を、後者二つが外国の自伝を扱っている。最初の論『日本人の自伝』において佐伯は、これまで自伝研究がほとんど行なわれてこなかつたことに触れ、次のように述べている。

自伝論、自伝研究というものは、案外に乏しいのだ。ぼくの知る限り、日本人の自伝を系統的、総体的にとらえようという仕事は、ほとんどなされていなかつたに近い。国文学者の側にも、文芸批評家の側にも、この種の作業は、どうも見当らない。思いがけぬ穴といった形で、また何かの盲点みたいに、すっぽりと抜け落ちている。不思議といえば、不思議な話である。

佐伯が自伝研究に取り組みはじめた、少なくともそのひとつの動機はそのことにあった。だが、ここでのものいいには少々気になる点がなくもない。自伝研究が「案外に乏しい」といい、それが「不思議」だと述べていることがある。というのは、「乏しい」はある意味で当然であり、「不思議」だと驚くほどのことではないとも考えられるからである。それはおそらく、自伝というものに対する全般的な認識や自伝研究のあり方ともかかわっている。佐伯は次のように述べていた。

世界に類の少ないほどの型・様式愛好のわれわれ日本人において、自伝は、どうした訳か、いまだ型化されなかつた数少ない文学的な媒体に属する。そこに、正統認知がなかなか得られず、文学史で無視されてきた所以もあるのだろうが、同時に型からはみ出し、型に流しこまれないあらがね、原鉱の手ごたえと魅力がたっぷりそなわっている。(傍点は佐伯)

われわれ日本人が、はたして「世界に類の少ないほどの型・様式愛好」の国民であるかどうかはさておき、自伝が「いまだ型化されなかつた数少ない文学的な媒体に属する」という判断は、にわかには首肯しがたい。むしろ、かなりの程度「型化」されていたのが自伝ではなかつたであろうか。すなわち、自伝は時代や書き手によつてはあまり大きな変化を示さない、少なくとも新しい実験が次々と試みられるような分野ではなく、かなりの程度パターン化されていたといえるのではないかということである。したがって、「正統認知がなかなか得られず、文学史で無視されてきた所以」も佐伯のいうような点ではなく、まさにその「型化」パターン化にあつたというべきではなかろうか。そもそも、「型化された」ければなぜそのような扱いを受けるのかが理解しがたいのである。佐伯もいうように、「型からはみ出し、型に流しこまれない」ものにこそ、「魅力がたっぷりとそなわっている」のであり、そこに興味が向かわないはずはないからである。

このように、佐伯の認識には少々ずれていいるのではないかと思われるところがあるのだが、ずれているのはそれだけではなかつた。佐伯が「型からはみ出し、型に流しこまれない」といつているときの「型」とは、実は文字どおりの「型」あるいは「様式」のことではなかつた。佐伯がいつていたのは、いってみれば「型」にはまらない「魅力」ある人生を生き、それを描いた自伝のことであつたといつて差つかえない。「あらがね」や「原鉱」といつたいい方をしていたのもたぶんその

ためである。先に見た認識のずれもむろん、そのことと無関係ではない。佐伯が実際に取りあげていたのもまさにそのような類の自伝であり、「型」や「様式」から「はみ出し」たような自伝ではなかつたのである。佐伯の論のおもしろさもまた退屈さも、その理由はそこにある。いわゆる「型」にははまらない「魅力」ある人物の自伝を次々に紹介してくれる点で佐伯の論はおもしろかった。もちろん、佐伯一流の軽妙な語り口がそれにおおいに与つていたことはいうまでもない。それに対し、文字どおりの「型」や「様式」から「はみ出し」たような自伝が次々と取りあげられていたわけではなかつた点で退屈であった。というよりは、「型」や「様式」に関する言及がほとんどなかつたという点が退屈であったというべきであろう。かなりの程度パターン化されていたのが自伝であったのであれば、そのような自伝を次々に紹介することはもとより無理な注文、とはいわないまでも過大な要求といふものであろう。佐伯の論が退屈だったのは、「型」や「様式」に関する視点がほぼ完全に欠落していたためであった。

佐伯の論が以上のようなところにとどまらざるを得なかつたのには、いくつかの理由が考えられる。ひとつは、ほかならぬ自伝研究の遅れである。すなわち、佐伯以前にはほとんどまともな研究がなかつたことである。いきおい、佐伯はほとんど一からはじめなければならなかつた。そこに、十全な方法論を期待するのは少々酷であろう。二つ目は、ひとつ目のこととも当然関わるのだが、佐伯が研究をはじめた七十年代はじめの全般的な研究水準にある。「型」や「様式」に関する視点をも十分に取りこんだ論を、しかもほんど先行研究のない分野で実現することは、当時の研究水準においては必ずしも容易なことではなかつたであろう。三つ目は、二番目の論『近代日本の自伝』で述べられているたとえば次のような主張にあつた。

ぼくは、自伝を何よりも文学として読む。歴史的な資料、ドキュメントとしてよりは、まず作品として受取る。そうした「文学」的基準を、今にわかに方式化しようとは思わない。(傍点は佐伯)

「文学」的基準」を「方式化」しないことが問題なのではない。そのようなことが「にわかに」できようはずもなく、またそうすることに必ずしも意味があるわけではない。問題は、「何よりも文学として読む」という点にある。佐伯がそのような点にこだわるのは、先にも見たように、自伝が「文学史で無視されてきた」からである。同じ『近代日本の自伝』では、「自伝を何とか正統的な文学ジャンルとし

て認知させたいといふいわば批評的なモチーフ」が、自伝研究に向かわせたひとつの大きな要因であったとも述べていた。そう考えたのも、「あまりに小説中心、フィクション重視」といういわば小説帝国主義の趨勢に対する不満があつたからである。あまつさえ、日本の場合その小説はいわゆる私小説という側面を色濃く持っていた。佐伯のいい方でいえば、小説が「自伝化」していたのである。私小説というよりは是非とも視野に入れておかなければならぬというわけである。

佐伯が意図していたことは理解できないわけではない。また、その主張も必ずしもまちがつていたわけではない。しかし、自伝を「正統的」かどうかはともかく、ひとつの「文学ジャンルとして認知させ」るために、とりもなおさず「ジャンルとしての規定が必要であることはいうまでもない。規定ということばが大仰ならば、特徴といつてもあるいは区分といつてもかまわない。それはさしづめ、自己に関する実際の出来事を記したものといったことになるであろう。つまりは「小説」や「フィクション」ではないということである。佐伯が取りあげていたのも、むろんそのようなものであつたことはいうまでもない。しかし佐伯は、「いかなる書き手による自伝も、一個の私語りとして、文学として読むというのが、ぼくなりの基本的な立場」(傍点は佐伯)であるとみずからも述べていたように、結局は「一個の私語り」としてすべてを論じていたのである。つまりは、「小説」や「フィクション」における「私語り」を扱うのと同じ方法で論じていたのである。であるなら、自伝の自伝たるゆえんはいつたいどこに求められるのであろうか。自伝というジャンルは、あるいはジャンルとしての自伝は雲散してしまうというほかはないであろう。自伝を「一個の私語り」として読むことがあやまりなのではもちろんない。「私語り」が論じられる際に「あまりに小説中心、フィクション重視」であった実情において、それは極めて重要な視点であったといえる。しかし、自伝をひとつの「文学ジャンルとして認知させ」るためには有効ではなかつた、というよりはみずからを瓦解させる行為だったのである。自己に関する実際の出来事を記すのが自伝なのであるならば、その方法、自己に関する実際の出来事を記すその方法を論じることが、何よりもまして求められるべきであろう。小説がいかに「自伝化」し、また私小説といわれるものであろうとも、その方法の点において自伝は明らかに「小説」や「フィクション」とは区別されるはずのものだからである。自伝としての方法を明らかにした上ではじめて自伝は、もし「正統な文学ジャンルとして認知させたい」のならばそれを行なう前提に立つことができるのである。仮にそれが実現されるな

らば、おそらくはそれまでの「文学ジャンル」は拡大ないしは変更を強いられることになるであろう。自伝を新たに「文学ジャンルとして認知させ」る意味もまさにそこにあるのである。

佐伯がもともと自伝に興味を引かれたのも、それが実際の出来事を記したものだったからである。自伝研究に向かわせた一つ目の大きな要因として佐伯は、「自伝を通して人生に触れ、歴史にふれたい」といういわば普遍的・人間的な願望」をあげていた。はたしてそのような願望が「普遍的・人間的」とまでいえるものかどうかはわからない。しかし、それは佐伯の実感がこもつた正直なことばだったであろう。

以上、佐伯の論にやや立ち入つて検討を加えてきたのは、自伝研究においてはその先駆者であると同時に、そのかなりの部分を佐伯一人が担つてきたといつてよい状態だったからにほかならない。日本だけでなく外国の自伝をも広くその対象としていた点でも、佐伯の論は特筆すべきであろう。だが反対にいえば、先にあげた四つの論のうち日本の自伝が扱われていたのははじめの二冊であり、日本の自伝に関する研究はやはりまだとば口にさしかかった程度といってよいであろう。だが、ともあれそのとば口へまで導いた功績は多としなければならない。

佐伯が一連の自伝論を発表していたのは七十年代のはじめから八十年代のなかばにかけてであったが、そのちょうどなかごろに、中川久定『自伝の文学』(『図書』'78・7・10／岩波書店、'79・1)が書かれている。だが、これは日本の自伝に関するものではない。外国の自伝としてはよく取りあげられる、というよりは必ず取りあげられるといつてよい、ルソーの『告白』とスタンダードの『アンリ・ブリュラールの生涯』の二つを主に扱ったものである。個々の自伝についての指摘に見るべき点がないわけではないが、自伝研究に関する突っ込んだ議論が展開されているわけではないのは、あながち新書版で啓蒙的なものを意図して書かれたためばかりではないであろう。ただ、現在では翻訳が出ているが、当時未訳のフィリップ・ルジェンヌ『自伝契約』(Le pacte autobiographique, Paris, seuil, 1975) の内容をいく簡単ながらいち早く紹介している点は評価されてよいであろう。

佐伯以後の自伝論としては、保坂正康『自伝の書き方』(『新潮』、'86・7・8⁶／新潮社、'88・7)がある。題名が示すように、これは主として実際に自伝を書こうとする人たちのために書かれたものであるが、いわゆる作法書のような類のものではなかつた。これまでのさまざまな自伝を取りあげ論じたもので、明らかにひとつの中の自伝論といふべきものである。作法書を期待して読んだ人はむしろ落胆するであろう。勝小吉『夢酔独言』、福沢諭吉『福翁自伝』から山口百恵『蒼い時』、長

島茂雄『燃えた、打った、走った』まで。取りあげられる自伝は膨大かつ多岐にわたりっている。「テロリストたちの自画像」、「タレント自伝の素顔」、「スポーツ選手の栄光と影」、「冒険家はかく語る」、「新聞記者の哀しい自己」等々、分野（職業）別にまとめて書かれているのもひとつの工夫である。

だが、ときに見られる人の意表をつくようなものいと、少々無遠慮とも思われる辛口の批評以外見るべき点は少なく、佐伯の論を越える新しい視点があるわけではない。たとえば保坂は、「人はなぜ自伝を書くのか。」と問う、「書きたいから」とそれと対極に立つ「書きたくないから」の二点である。」と意表をつく。なぜそいえるのかという説明はむろんそれなりの説得力を持ち、自伝を書く動機の案外本質をついた指摘になっていた。あるいは次のような発言。「自伝を読み進めるうちに、すぐわかることがある。この著者は、他人の自伝を読んでいるかいないかが、はっきりと見えてしまうのである。他人の自伝を読んだことのない人の自伝は、必ずといっていいほど面白くない」と。そこまでいい切れるかどうかはいささか疑問ながら、しかしこれは自伝にしばしば見受けられる尊大さといおうか能天気さといおうか、要するに自伝における負の部分をうまく指摘したことばともいえるのである。保坂は続けて、「彼らの自伝では、自分以外は、人間ではない自分だけが血もあり、涙もある人間で、あとはロボットか人形として描かれているのだ。」と辛辣なことばを吐いていた。

保坂の論から十年、最近の研究に石川美子『自伝の時間』ひとはなぜ自伝を書くのか』（中央公論社、'97・9）がある。中川久定の論と同様、これも日本の自伝を対象としたものではない。ロラン・バルト、ジッド、シャトーブリアン、ブルースト、スタンダール、ミシェル等々、フランスの自伝を主な対象としている。だが、中川の場合とは異なり自伝というジャンルに関するさまざまな問題を、しかもできる限り自前の論理で展開しようとしている点で一定の評価を与えるべきであろう。石川は自伝を大きく「一つに分類する。「わたし」を問うための自伝」と、「時間」を問うための自伝』である。この「見して奇妙に思われる分類のもともとの発想は、自伝というものがもっぱら前者、すなわち「わたし」を問うための自伝」と考えられてきたことに対する疑義にあった。自伝は「わたし」を問うため」に書かれるだけでは決してなく、「時間」を問うため」にも書かれるというのである。いうまでもなく、ここで問題なのは後者、「時間」を問うための自伝』の方であるが、石川はそれを説明して、「失われた過去や、亡き愛するひとと過ごした時間を見出そうとする「失われた時」の探求である。」と述べている。そのようにいわれれば

納得できないことはない、というよりは当然のことであろうとも思われるのだが、しかしここで注意しなければならないのは「亡き愛するひと」という部分である。つまり、生きている人ではなく、「亡き」人といっている点である。石川は何気なくそう記していたのではない。「[時間]を問うための自伝」が書かれるきっかけとなるのが、まさに「愛するひと」の死なのだと述べていたからである。「喪に苦しむ者にとって、自伝作品を書くことほど差しませんでした。作業はないといつてもいい。」とまで石川は述べていた。この「分法を基本として石川はさまざまな自伝を取りあげ論じているが、いうまでもなくその焦点は「時間」を問うための自伝』の方にあつた。その題名も示すとおり、「自伝の時間」について論じることが中心的なテーマだったからである。

石川の着想とそのテーマは決して悪くはなかった。しかし、その単純な二分法と自伝に関する全般的な認識のあり方には容認しがたいものがある。自伝を大きく二分するそのやり方は、やはりあまりにも単純にすぎるといわざるを得ない。そもそも、「わたし」を問う」と「時間」を問う」ことを同列に分類することが疑問であるばかりでなく、そのような分類が果たしてどれほどの意味を持つのかが疑問なのである。石川も認めていたように、どのような自伝もそのいずれの側面も持っているからである。また、「愛するひと」の死によって人は自伝を書くのだという認識にもわかには首肯しがたい。もちろん、そのような場合があることを否定するのではない。自伝を書く二つの大きな動機のその一方として指摘しうるかどうかが疑問なのである。さらにいえば、「喪に苦しむ者にとって、自伝作品を書くことほど差しませんでした。作業はない」といった認識がである。これはまさに驚くべき見解といふほかない。もしそれが本当なら、世のなかには今にも増して無数の自伝が氾濫しているのではないかという皮肉もいたくなるのだが、仮に「喪に苦しむ者にとって」「差しませんでした。作業」があるとするならば、それはおそらく自伝ではなく、その「愛するひと」の伝記ではなかろうか。

以上見てきたようなあまりにも単純な二分法と認識のずれといったことは、石川の論のいたるところに存在していた。二分法の方はひとまずおくとして、自伝に関する認識についてはたとえば次のように。

日記に物語の構造をあたえようとしてしばしばこころみられる方法は、日記を自伝のなかに挿入するというものである。

このような孤独感による物語のはじまりは、多くの自伝作品に見られるものである。

さて、自伝作家は、多くの場合、複数の自伝作品をのこしている。

いずれも信じがたい認識であるというほかはない。もしかしたらちょっととした注意か何かの勘ちがいではないかと疑われないでもないのだが、それにしてはあまりにも多くまたはなはだしいといわざるを得ない。日記が自伝のなかに挿入される場合はもちろんあるが、それが「しばしばこころみられる方法」であるといえるかどうかははなはだ疑問であり、そのことが「日記に物語の構造をあたえようとして」行なわれるというのははつきりあやまりであるというべきであろう。「孤独感による物語のはじまり」、石川はそれを、「まわりに人の姿のない、他者から隔絶された状態をえがくことから作品を書きはじめ」とともいっているが、そのようなことがやはり「多くの自伝作品に見られるもの」といえるかどうかは極めて疑問なのである。「自伝作家は、多くの場合、複数の自伝作品をのこしている」というのも同様である。「自伝作家」といういい方に少々違和感がないでもないが、それは単に自伝を書く人あるいは自伝作者という意味であり、実際「自伝作者」といういい方もしていた。複数の自伝を書く人は極めて稀であるというわけではない。しかし、「多くの場合」そうであるとはとうていいえないであろう。むしろ「多くの場合」、自伝は一度だけ書かれるというべきであろう。

以上、これまでの自伝研究についてごく簡単に検討してきたが、明らかなのはやはり自伝研究の決定的な蓄積不足であるというほかはない。中川久定や石川美子は主として外国の自伝を対象とし、佐伯彰一もまたその半分ほどがそうであったことを考えれば、日本の自伝に関する研究はいまだ寥々たるものといわざるを得ないのである。加えて、その研究方法や問題意識のあり方にもさまざま問題があった。そのひとつ的原因もまた、研究の蓄積不足にあったといえるかもしれない。すでに指摘した佐伯や石川の認識のずれといったこともおそらくはそのことと無関係ではないであろう。

はじめに述べたように、大岡昇平の『幼年』『少年』を取りあげたのは、大岡昇

平における歴史というテーマを論じる文脈においてであった。すなわち、自己の歴史としての自伝という視点でそれらを捉え、主として歴史記述の方法という側面から検討したのだが、そこにはこれまでの自伝研究のあり方にに対する反省の意味もあつたことはいうまでもない。佐伯は「自伝を何よりも文学として読む」といっていたが、そのひそみにならっていえば、自伝を何よりも歴史記述として読もうとしたのである。また、『幼年』『少年』との比較対象として幼少年期の自伝に限ったのも、これまでの研究の蓄積不足を考慮したためでもあった。ある限定をかけることで、差しあたってはより妥当性の高い論が可能になると考えたからである。大岡のものに匹敵する記述量を持つものを選んだことにも、そのような意図がなかったわけではない。比較対象として選んだ三つの自伝も、もちろん大岡の場合と同様の視点から検討しようとしたことはいうまでもない。

大岡の自伝におけるひとつの大きな特徴は、自伝執筆の理由や目的はいうに及ばず、執筆方法の説明やジャンルあるいは表現形態に関する発言をまさにみずからの大伝において行なっていたことである。中川久定がいち早く紹介していたフリップ・ルジュンヌの『自伝契約』（花輪光監訳、水声社、'93・10）では、そのような記述を広く「自伝契約」と呼んでいたが、そのような「自伝契約」が大岡の大きな特徴だったのである。もっとも、自伝執筆の理由や目的などが述べられることはそれほど珍しいことではない。したがって、同じルジュンヌの『フランスの自伝』（法政大学出版局、'95・3）の訳者小倉孝誠がその「訳者あとがき」で述べているように、新井白石と大岡昇平が「自伝契約」のある稀な例外であるというわけではない。しかし、執筆方法の説明やジャンルあるいは表現形態に関する発言がなされることは極めて稀であった。だが、それだけではない。大岡の発言は自伝に関する極めて重要な認識を示していたばかりでなく、その認識がみずからの大伝にもさまざまな形で反映しているようなものだったのである。

大岡の発言の根幹をなすのは、ほとんど自伝批判ともいいうべき徹底した自伝に対する懷疑であったといつて差しつかえない。たとえば大岡は、「想起には合理化と造話」は避けられず、「叙述の客觀性」は保証できないと述べていた。ばかりでなく、自伝を書くこと 자체が何よりも「快感」であることが、「叙述の客觀性」を損なわずにいられないのだと述べていたのである。自伝を書くことがもし「生涯をもう一度生き直したい、という願望に繋っているとすれば醜態である。」とまで大岡は述べていた。だが、それならばなぜ自伝を書くのかということにもなるのだが、一言でいえばそれは自己認識のためであると大岡は述べていた。これは自伝執筆の

理由や目的としてしばしばいわれることだが、しかし大岡はこの自己認識といつたことについても懷疑を示さないではない。

一九四四年、フィリピンの駐屯地で、近い死が予想された時、私は再び自分の生涯を回想した。私は人生の道の半ばにいたわけだが、私は過去の詳細を検討して、私とはつまらない人間だ、フィリピンの山野で、無意味に死んでも惜しくはない人間だ、という結論に達した。

同じ人間について、六十を過ぎて、同じ質問を発しても、結論は別になるはずはない。

恐ろしく絶望的な認識といわざるを得ない。しかし大岡がいいたかったのは、過去を想起すること、過去を回想することが必ずしも意味のある充実した自己認識に至るとは限らず、またそのつど新たな自己認識に至るわけではないという、当然といえば当然のことであった。いやもつというならば、過去を想起すること、過去を回想することは必ずしも自己認識の手段にはならないということであったといつてよい。

自伝に対して極めて懷疑的な認識を持っていた大岡がみずからの大岡においてつとめて行なおうとしたのは、「幼年」の最初に述べていたように、「わたしは」「わたしの」と自己を主張する」のではなく、「渋谷という環境に埋没させつつ、自己を語る」ことであった。あるいは「少年」のはじめで述べていたように、「謙遜を旨とすること」、そして「自己を卑小化すること」も辞さないというあり方であった。自己の自伝のあり方に對して少なからず意識的であったのは西尾幹二であった。西尾はときおり立ちどまつては、自己の回想や記述のあり方について感想を述べていた。大量の資料を用いそれらをまた大量に引用していたことや、あるいは最初に生年月日を記さなかったことなどもたぶんそのことと無関係ではないであろう。しかし、西尾の自伝は自己を前面におし出した極めて自己主張の強いものだったのである。その点では、むしろ和辻哲郎の方がはるかに自己は抑制されていたといつてよい。そして、和辻はおそらくそのことに意識的であった。それは、執筆動機を説明したやや屈折したものといよくあらわれていた。和辻も自伝を書くことについてはある種のためらい、というのがいいすぎならば、あるこだわりを抱いていたのである。幼年期の記憶について、やや不可解ながらも一種懷疑的な発言をしていったの

のもおそらくはそのためである。そのようなことに最も無頓着だったのは江口渙であつた。江口は自伝を書くことに対する何のためらいもなかつたし、また自伝に関する何の疑いもおそらくはなかつたであろう。ただ、自己顯示だけは西尾と同様強かつた。

だが考えてみると、自伝とは大岡のいうように自己を何かに「埋没させ」て語つたり、変に「謙遜」をしたり、ましては「自己を卑小化」することではないのではなかろうか。極端な自己主張や自己顯示はともかく、自伝とは自己について語ることであることにはちがいない。要するに、実際の自己にできるだけ近づくべく自己を語るというのが自伝というものであろう。大岡が行なおうとしていたことは、あらゆる意味では矛盾した行為だったのではないか。

しかしここで重要なのは、大岡が何を行なおとしたかということではない。重要なのは、そのようなことを、しかも冒頭で述べること、述べにはいられなかつたまさにそのことにある。それほどまでに自伝というものを強く意識していたのであり、加えていえばそれまでの多くの自伝に對する不満があつたのである。くりかえしになるが、極端な自己主張や自己顯示を別にすれば、自伝においては自己を抑制して書く必要はないであろう。というよりは、そのようなことは大きな問題ではないのである。大岡は変に「謙遜」する必要もなければ、「自己を卑小化」する必要もなかつたわけだが、それは大きな問題ではなかつた。そして実際に、大岡の自伝がそのように書かれていたのかということも、疑問がないわけではないのである。大岡の自伝において重要なのはもつとちがつた点にある。それは、一方で述べていた「渋谷という環境に埋没させつつ、自己を語る」といういい方に関わっている。大岡がみずからの大岡において行なつて行なつていた方法は大きく二つある。ひとつは、自伝を書こうとしてかつて住んでいた土地を訪れたときの様子、その過程をもおり交ぜて書くという、いわば紀行文的な書き方をしていたことである。もうひとつは、当然そのこととも関わるのだが、地理に関する極めて詳細な記述と地図の導入である。いずれもその方法自体は決して珍しいわけではない。だが、それを自伝の方法として、かつあくまでも自己の過去を明らかにするための手段として用いるのは決して一般的な方法ではなく、稀な例といえるであろう。前にも述べたように、自伝の書き方はかなりの程度パターン化されていてよいのである。回想すること、過去の自己を語ることにそれほど多くの書き方などあるはずがないということは決してないであろう。しかし、自伝というジャンルはなぜかオーソドックスに向かう傾向があるのである。大岡は、そのような自伝におけるパターン化を

かなり画期的に打ち破っていたのである。

大岡があえてそのような方法を取ったのは、自己」という実際の出来事、そしてその「自己」をとりまく「渋谷」という環境の実際を明らかにしようとしたからである。自己を自己たらしめている人は人を含めた「環境」といういわば非自己であるばかりではない。もちろん、自己がなければ「環境」もないであろう。すなわち、それらはお互いに存立し作用し合うことによって自己は自己たり得、「環境」は「環境」たり得ているというべきであろう。そして、かなり確からしい実際としてより近づき得るのは、あるいはある程度の検証が可能なのはあえて分けていえば「環境」の方であろう。大岡も述べていたように、「想起には合理化と造話」は避けられず、困ったことにそれは「快感」にほかならない。「快感」は「叙述の客觀性」を損なわずにはいないのである。「環境」の方もむろんどれだけ「客觀性」に到達できるかはわからない。しかし、当時の地図やその他さまざまな記録類や遺物等を調べることはできるし、また当時のおもかげは今やとどめぬとしてもかつて住んでいた場所へ行ってみるとことはできる。そう考えてみると、いわゆる自己そのものに関するては実は何もないことに気づくであろう。要するに、自己自身には記憶というものしかないのである。

できる限り「環境」を明らかにすること、そしてその「環境」と記憶とを拮抗させることによって自己」という実際の出来事を明らかにすること。大岡が取っていたのはそのような方法であった。「渋谷」という環境に埋没させつつ、自己を語る」とはすなわちそのようなことであった。大岡は、自伝は一人物の記憶による单なる証言であってはならないと考えたのである。一人の人間の証言はあくまでもひとつの中の証言であって、ただそれだけでは歴史記述とはいえない。大岡は自伝をあくまで歴史記述のひとつとして捉えていたのである。大岡が選んだ方法はまさに歴史記述の、歴史記述としての自伝の方法だったのである。

地理に関する記述という点では、和辻の自伝にもかなり詳細な記述があった。地理ばかりではなく、その土地の手工業や商店について、あるいは農作業や祭といったことについても詳細に描かれていた。だが、それは自身の生まれた土地に限られていた。その執筆動機の説明からもわかるように、和辻は生まれた土地、つまりはふるさとに対する強い郷愁を持っていたのである。生まれた土地に関する地理記述を含めた詳細な記述は、その郷愁から生まれたという側面が強く、自伝全体における方法では明らかになかった。江口、西尾の自伝にはそのような記述はなかった。だが、江口と西尾の自伝には歴史記述としての自伝という観点から見るならば注意

すべき点があった。それは、さまざまな資料を用いていたことである。江口は家の系図や祖先に関する記録、父親の日記や伯父の手記といったもののほかにさまざまの資料を用いていた。西尾も、林檎箱ひとつに入っていたという多種多量の資料を用いていたのである。特に西尾の場合、その林檎箱の存在なくして自伝は成立しなかつたといってよいであろう。林檎箱に入っていたものは、自身の日記、作文、絵、習字、あるいは絵本、教科書、書籍に当時の雑誌や新聞、はては試験の答案や成績表といったものであった。西尾はそれらを大量に引用しながら、それらをもとに自伝を書いていたのである。

自伝においてさまざまな資料が用いられるのは珍しいことではない。大岡も多くの資料を用い、またかつて住んでいた場所を訪れ土地の人々や知人等の証言なども得ていた。和辻の場合だけはおそらくほとんど資料らしい資料は用いられないなかつた。和辻の資料は要するに自己の記憶であったといつてよい。多くの資料を用いて書かれた西尾の自伝は決して特殊ではなかった。だが、やや特殊だったといえるのは、かつて読んだ本や雑誌、あるいは自身の日記、作文、絵や習字、はては試験の答案や成績表といった、要するに林檎箱に一括して保存されていた類のものを資料としていたこと、しかもそれらを大量に引用していたことであった。

ところで、西尾の自伝にはいわゆる歴史的事件や当時の社会状況に関する記述が極めて多かった。西尾が用いていた資料には当時の新聞などもあつたが、特にそのような資料が用いられていたためというわけではおそらくない。西尾の自伝は、いわゆる状況論という性格を強く持っていたのである。描かれていたのはおよそ戦中から戦後の時期にあたっていた。西尾の自伝はいわば戦中論、戦後論でもあつたといつてよいのである。江口の自伝にも歴史的事件や社会状況に関する記述は多かつた。ただ、江口の場合は社会状況よりはむしろ歴史的事件の方により興味は傾いていたといってよい。さらにいえば、江口が生まれる以前の事件が記されることも少なくなかった。それは、江口の自伝が祖先の記述に多くを費していただけであろう。祖先の記述の部分に当時の事件も記されていたのである。

自伝において歴史的事件や社会状況が記されるのはむろんよくあることである。それは当然、それぞれの個人に何らかの影響を及ぼさずにはいないであろう。人によつてはそのことが人生と極めて密接に関わっている場合も少なくなく、また歴史的事件のまさに当事者である場合もあるであろう。しかし、歴史的事件や社会状況といったことが自伝に持ち込まれる際には、とりわけ幼少年期の自伝に持ち込まれる際には、得てして観念的ないしは抽象的になってしまいがちなのである。日常的

な日々の生活においては直接に、また直ちに影響をこうむるとは限らないし、またそれを実感するとも限らないからである。幼少年期においてはなおさらである。江口の自伝には実際、そのような意味での観念性や抽象性があつたことは否定できないのである。それに対して西尾の自伝では、江口のような観念性や抽象性はひとまず回避されていたといつてよい。それが、西尾の自伝が状況論としても読めるゆえんである。だがそのかわり、西尾の自伝は極めて自己主張の強いものになっていた。それは、西尾独自の状況論の主張と深く関わっていたのである。江口の自伝も自己顯示は強かった。だが江口の場合は、いわば観念性や抽象性における、あるいは日常的な生活レベルでの自己顯示であったといつてよい。

和辻の自伝には歴史的事件や社会状況に関する記述はほとんどなかつた。それは、つとめて避けているのではないかと思われるほどなのだが、要するに和辻の自伝は極めて日常的な日々の生活に密着したものだったのである。大岡の自伝もそのような記述は少なかつた。先に述べたように、自己をとりまく「渋谷という環境」を明らかにすることが大岡の中心的な関心事だったのであり、和辻の場合とは少々ちがつた意味で、やはり大岡の自伝もまた極めて日常的な生活に密着したものだったといえるのである。

このように見てくると、大岡と和辻の、そして江口と西尾との共通性が目立たないこともないのだが、もちろんはつきりと異なる点がなかつたわけではない。たとえば、大岡と和辻がそれぞれの父親に抱いていた感情は正反対であった。大岡は父親に対して強い反発を持っていた。その対立は自伝においてつぶさに描かれていたとおりである。それに対して和辻は、何の反感もまた不満もなかつた。ただ、それは父親に対してだけではなく、家族のすべてにいえることであった。一言でいって、家族に対して和辻は実に親和的だったのである。同様に、江口と西尾の父親に対する感情もまた正反対であった。江口も父親には強い反発を抱いていた。それもまた、自伝のいたるところに記されていた。江口は、ときには少々ユーモラスとも思える書き方をする余裕もあつたが、しばしばその口調は激烈を極めた。それに対して西尾は、むしろ景仰といってよい贊辞を呈していた。それはまた、母親に対しても同様であった。

ここで、母親や兄弟姉妹あるいは祖父母等に対する感情について見てみるとできるのだが、それは割愛する。ただ、母親についてだけ一言述べておくならば、自伝を読む限りでは一般に、母親に対する反感といったことは、少なくとも父親に比べれば極めて少ないといえる。それは、四人の自伝においても例外ではなかつた。

大岡は『幼年』において、「亡き母に捧げる」という献辞さえ付していたのである。それはさておき、父親に対する感情という点では反対に大岡と江口、和辻と西尾が共通していたことになるのだが、それをそれぞれの思想傾向とつなげて安易に一般化することはむろん控えるべきであろう。

さて、それぞれの自伝が共通する、残るもうひとつパターン、大岡と西尾、江口と和辻の自伝の共通性についても一言触れておく。江口と和辻の自伝に共通することの大いな特徴といえるのは、自伝のはじめに祖先や一族に関するかなり長い記述があることである。特に江口の場合は全体の三分の一、原稿用紙にして五〇〇枚を越長大なものであった。大岡と西尾の自伝にはそのような記述はなく、すぐさま自己について語りはじめていた。ただ、大岡は『少年』に至ってごく簡単にではあるが祖先に関する記述を行なつていた。西尾の場合はほぼ完全になかった。

父親に対する感情、そして祖先や一族に関する記述について見てきたが、それらのことはむろん大きな問題ではなかつた。自伝の方法として重要な点は、大岡の自伝に即する形ですべてに指摘したとおりである。その点では確かに大岡と和辻の自伝は少なからぬ共通点を持っていた。だが決定的に異なつていたのは、和辻の自伝がほとんど何の資料も用いることなく自己の記憶だけで書いていたという、大岡のまさに避けようとしていた証言としての自伝になつていていたこと、もうひとつは大岡のような、自伝を書くことに対する方法意識を持つていなかつたことである。和辻にも自伝を書くことについてのある種のこだわりというものはあつた。だが、大岡のような確固とした方法意識は持つていなかつたのである。

四

本論の目的は、大岡昇平の『幼年』『少年』と他の幼少年期を対象とした自伝との比較研究を行なうことであった。だが、それだけではなかつた。もうひとつの目的は、自伝を扱う際の記述のあり方を模索することであった。そして、それが自伝というものの記述のあり方とどのように関わっているのかということを検討することであった。

自伝を扱う際の記述のあり方、それは方法といつてもあるいは文体といつてもかまわないが、それを模索してみようと考えたのは、むろんそれまでのあり方に飽き足りないものがあつたからにほかならない。だが、くりかえし指摘してきたように、自伝研究は決定的に蓄積不足であるのが現状である。模索というのは、そのことを

ふまえてのことであった。さらには、自伝を扱う際の記述のあり方は、対象とした自伝の記述のあり方ともおそらくは無関係ではないという予見があったからでもある。いずれにしても、模索というべき段階を出ないのでないかというのが当初からの予測であった。

そして、それはすでに最初に取りあげた和辻哲郎の自伝を扱った際に、はじめに意図していた書き方を少々裏切るという形であらわれることになってしまったのである。それは、自伝の記述にそいながらその生涯（といつても幼少年期のあいだであるが）を追いかけていくこと、そのことにやや専念しそぎてしまったことである。そのようにはならないよう、とはじめから注意していたにもかかわらずである。というのも、それまでの自伝研究に認められるそのような傾向には、かねがね不満を抱いていたからである。特にその傾向が強かったのは佐伯彰一であった。佐伯の論のある種のおもしろさといったことについては先に述べたが、そのこともあるいはひとつのおもしろさだったというべきなのかもしれない。佐伯の論を読めばあたかもその自伝を読んだ氣にさせてくれるといった側面がなくもなかつたからである。だが、それは同時に退屈さでもあった。自伝の記述をただ追いかけているだけではないか、という印象はやはり消しがたいのである。もっとも、佐伯の論がひとつの中身に費していった記述の量はそれほど多くはなかつた。したがって、それぞれの生涯を丹念に追いかけているわけではなかつた。しかし、自伝の記述をただなぞつているだけという側面は強かつたのである。ただし、少々気のきいた見立てや感想をさしはさみながらである。

その生涯を丹念に追いかけるという点では、和辻の自伝を扱った本論の方がはなはだしかつたであろう。それは江口や西尾の自伝の場合も同様である。和辻の自伝だけでなく、江口や西尾の自伝を扱う際にも同様な傾向を引きずつてしまつていたのである。佐伯の場合に比べれば、それぞの自伝に費していった本論の記述量ははるかに多かつたということはある。また、和辻、江口、西尾のいずれの自伝も、佐伯が扱っていたものの多くよりもかなり長かつたといったこともある。しかし、大岡の自伝もまた同様に長く、それに費していった記述量も同様に、いやそれ以上に多かつた。にもかかわらず、その際には生涯を追いかけていくという書き方はしていないかったのである。であるなら、対象とした自伝の記述そのもののちがいが、そのような差を生んだといえるのではなかろうか。

一般に、自伝は時間軸にそつて記述される。すなわち、生まれたときから現在時までを、時間の経過にしたがつて記述することである。もちろん、そのすべてにわ

たつて記されるわけでは必ずしもない。生まれてから数年のあいだは記されないことが多く、記されてもあまり多くのことは記されない。また、現在時までは至らず、ある時期まで終えられることも少なくはない。たぶんその最も早い時期で終えられたものが、これまでに扱ってきた自伝であり、そのように対象を幼少年期に限った自伝も多く存在することはすでに述べたとおりである。だが、いずれも時間軸にそつて記されるという点ではほとんど例外はないのである。それは当然のことであるともいえる。しかし、そうでない方法もまた当然あり得たのである。たとえば、現在時からさかのぼつて記すという時間軸を逆にたどる方法や、時間軸を用いず何らかの別の構成要素をもとに記述していくといった方法である。だが、そのような自伝はほぼ皆無といってよい。佐伯の認識とは異なり、自伝はかなりの程度パターン化されているのではないかといったのは、そのような意味ででもあつたのである。

本論で扱つた自伝のいずれもが、そしてむろん大岡の自伝も、基本的には時間軸にそつて記されていたことはいうまでもない。だがいざれの場合も、年代的にきつちりと書かれていたわけでは必ずしもなかつた。特に和辻の場合はそうであった。ほとんど資料らしい資料を使わずに書いていたこともあつたであろうが、和辻自身あまりそのことに意を用いていなかつたためであろう。そもそも資料を使わずに書いていたのもそのためであつたというべきであろう。和辻の資料は要するに自己の記憶だったのであり、その記憶のおもむくままに記されていたという側面が強いのである。そのような記述に、できる限り年代的な秩序を見つけながら、いわば継起的に記そうとしたのが本論の記述であったことができるであろう。生涯を追いかけていくという記述にやや傾いてしまつたのはそのためであつたといえるであろう。

ところで、和辻の自伝は単に年代的にきつちりと書かれていなかつたというよりは、そもそも年代（年あるいは日付） 자체はつきりと記されることが少なかつた。できる限り年代的な秩序を見つけながら、といったのはそのためだが、その数少ない年代の記されたできごとのひとつが神戸への旅行であった。明治の農村暮らしの子供にとって、それはやはり大きな事件だったというべきであろう。和辻はその旅行を、「明治二十八年の五月頃のことであった。」と記していたが、ここで和辻はなぜそういえるのかをさまざまながら勘案しながら説明していた。そこでは珍しく資料らしきものまで用いていたのである。神戸への旅行が大事件であったにせよ、和辻がなぜここまでこのだわりを見せていたのかはよくわからない。また、和

辻の説明自体にも疑問な点がないわけではない。だがここで重要なことは、この部分を除いて、このように年代にこだわりかつ年代を特定し得る理由が説明してある箇所はほとんどなかったことである。つまり、和辻は基本的にはそのような書き方をしていなかつたのである。

それに対して、大岡はしばしばそのような説明を行ない、長いあいだ確固とした記憶として抱いていたことがらの訂正を余儀なくされてもいたのである。大岡の自伝はさまざまな資料を用いながら、またかつて住んでいた場所を訪れ、土地の人々や知人等の証言を得ながら、基本的にはそのような書かれた方がされていたのである。大岡の自伝は、実際の自己についてそれが明らかになるまでの過程をも含めて記されたものであったといつてよいであろう。大岡の自伝を扱った際には、生涯を追いかけていくという記述にならなかつたのもそのためであつたといえるであろう。

江口の自伝も年代的にきっちりと書かれてはいなかつたが、和辻とは異なり年(日付)自体ははつきりと記されることが少なくなかった。それは、いわゆる歴史的事件に関する記述が多く、それと関連づけて自口を語るといったやり方を多く取つていたためであろう。だが、大岡のようにそれを明らかにしていく過程が記されていたわけではなかつた。そして、特定されている年(日付)にも疑わしいものが少なくなかつた。さらには、日付のはつきりとした歴史的事件についても、何の勘ちがいかあやまつて記されていたものもあつたのである。そのようなミスが多くたためでもあろう、江口は以前に書いたことがらを後に訂正するといったことも行ない、再度説明を加えるといったこともしていた。それらは、主に読者による指摘や情報提供によるものであつたが、むろん訂正されなかつたあやまりも少なくなかつた。歴史的事件の日付のあやまりもそのひとつである。それらのあやまりを正しながら年代的な整理をしつつ記したのが、やはり本論の記述であつたことがでかるであろう。ただ、和辻の場合ほど生涯を追いかけていくという記述に傾いてはいなかつた。あやまりを正すことに少なからぬ言を費していただけであり、また江口の自伝はその三分の一が祖先に関する記述に費されていただけであろう。そこでは、祖先の記述に関する問題性をさまざまな観点から考察した。

年代的に最もきつちりと書かれていたのは西尾の自伝であった。もちろん、やや疑問と思われる点もなくはなかつたが、和辻や江口の自伝に比べればそういうことは確かである。それは、多くの資料を用いかつ西尾自身つとめてそのように記していたからにはかならない。江口にもむろんそのような意識がなかつたわけではない。だが、西尾に比べればやはり希薄であったといわざるを得ず、またそれぞれの

年(日付)の特定もずさんさをまぬかれてはなかつたのである。あるいは、用いていた資料の質的なちがいといったこともあつたといえるかもしれない。江口も少なからぬ資料を用いていたが、西尾の用いていた資料は江口のとはやや性質を異にしていた。西尾の資料は自身の日記や作文、あるいは当時の雑誌や新聞といった類のものであつた。要するに、日付をはつきりと示してくれる資料だったのである。西尾の自伝の場合は、年代的にある程度きっちりと書かれた記述をやや単調になぞつてしまつて傾向が強かつたことは否めない。ただそれは、西尾の自伝におけるあることがらに関する部分をことさら省いた結果であつたともいえるかもしれない。西尾の自伝はいわゆる状況論という性格を強く持つていたが、そのかなりを占める状況論の部分を一切省いたのである。付け加えていっておけば、大幅に省いたことがらはもうひとつあつた。中学校時代における先生とのさまざまな交渉を記した部分である。それは中学校時代の記述のかなりの部分を占めていた。だが、そこでは先生に対する否定的な記述が少なくなく、ときにはあからさまな批判のことばも記されていた。しかも実名で記されていたのである。省かざるを得なかつたゆえんである。

以上見てきたように、本論の記述のあり方はそれぞれの自伝の記述にかなり左右されていたといつてよい。自伝の記述にそいながら生涯を追いかけていくという記述に多かれ少なかれなつてしまつたのは、それぞれの自伝の記述のためでもあつたことは否定できないのである。もちろん、そのすべての原因をそのことに負わせることはできないであろう。自伝を扱う際の方法や文体はいまだ模索の段階を出ないことは認めざるを得ない。ただ、大岡の自伝を扱った際にそのような記述にならなかつたのは、大岡昇平における歴史というテーマを論じる上でそれを取りあげ、自己の歴史としての自伝という視点から論じようとしていたためであつただろうが、しかしながら、大岡の自伝がそれによく耐え得るような実質を持っていたからにはかならない。他の三つの自伝は、やはりそれに耐え得るものではなかつたのである。

「不完全履行」概念の現代的展開とその有用性

長 坂 純

Über die Schlechterfüllung

Jun NAGASAKA
(受理: 2002年10月31日)

I 問題の所在

不完全履行⁽¹⁾とは、外形的にみて債務の履行行為がなされたにもかかわらず、それが債務の本旨に従つたものではない場合をいう。債務者の消極的な行為態様による不履行形態である履行遅滞・履行不能に対し、実際に行われた履行行為が不完全であるという、積極的な行為態様による不履行形態として理解されてきた概念である。

不完全履行は、ドイツ民法理論からの学説継承の結果として定着した概念であるが⁽²⁾、ドイツにおいては、履行遅滞と履行不能に限定した民法典に対する批判から、それらには収まりきれない不履行形態として構築された概念であり、いわば「民法典に規定がない概念・制度」として生成展開されてきたといえる⁽³⁾。

これに対し、わが民法の債務不履行規定（415条）は、ドイツ民法とは異なり、債務不履行を遅滞と不能に限定せず、むしろ不能を例示した形となっている⁽⁴⁾。その一方で、412条において履行遅滞を規定し（その効果として、414条で強制履行、415条で損害賠償を規定する）、また、契約の法定解除に関する541条は履行遅滞の規定と解され、543条で履行不能について規定されていることなどからみて、民法は、不履行形態の典型としては遅滞と不能に重点を置いているとみることもできる⁽⁵⁾。このような規定構造にあって、不完全履行概念は、一般的・包括的な構造を有する415条（同条前段にいう「債務ノ本旨ニ従ヒタル履行ヲ為ササルトキ」）の中に含まれる、とする解釈が定着し、実定法上の根拠を有するものとして、いわば「民法典に規定がある概念・制度」として理解されてきたとも目される。

しかし、このような「はめ込み」を行っても、損害賠償を請求できるということ以外に何が不完全履行の内容であるかは一切規定がなく、また、追完請求ないし完全履行請求ができるとされているが、これらも債務不履行

法のどの規定からも検出できない（但し634条参照）。しかも、民法典の成立当時には、ドイツ民法における解釈論から出てきた「積極的契約侵害」という概念すら未だ明確に認識されていなかったのであり、わが国にあっても、不完全履行に関して法の欠缺が存するともいえる。今日、不完全履行を債務不履行の独立した一態様とすることのはずをはじめとして、これと他の債務不履行との関係、さらには、不法行為や瑕疵担保責任との関係いかんなど、実体法上の問題が少なくない。

このような状況からは、果たして不完全履行はどのように概念規定できるのか、また、今日の民法理論の中で不完全履行概念の有用性はどの程度認められるのかを検討する必要がある。そこで、以下では、まず、これまでの学説の動向から不完全履行をめぐる理論的到達点を鳥瞰し、裁判例の傾向分析も踏まえ、不完全履行概念の機能が顕著にあらわれているいくつかの領域の中での理論展開を整理する。その上で、不完全履行概念が、実務および学説においてどの程度有用であるのかを検討したい。

II 不完全履行論の現状－理論的到達点－

1 「不完全履行」概念の導入と定着

(1) ドイツ民法典は、債務不履行として債務者の消極的な行為態様による不履行形態である履行遅滞・履行不能のみを規定したが、民法典制定後まもなく、シュタウプ (Staub) が、債務者の積極的な行為態様により債権者に損害が生じる場合（実現された給付に瑕疵があったり、債権者がしてはならないことをしたという場合）につき法の欠缺があるとして、第三の不履行形態である「積極的契約侵害 (positive Vertragsverletzung)」なるものを提唱し、遅滞に準じて損害賠償と解除の規定を類推適用することを主張した⁽⁶⁾。その後、数々の修正を受けながらも、より一般的に「積極的債権侵害 (posi-

tive Forderungsverletzung)」と称され、慣習法上承認された制度として定着してきた^⑦。そして、今日では、シュタウプの主張した類型のうち、主に「不完全給付」を遅滞・不能と並ぶ第三の債務不履行とみる見解が多く、また、そこでの被違反義務の面からも捉えられ、給付義務の不履行としての履行遅滞・不能に対し、信義則を媒介として生じる付随義務・保護義務が機能する場面として理解されるに至っている^⑧。

(2) 一方、わが国では、岡松博士がシュタウプの所論をいち早く紹介し、シュタウプが主張した類型のうち「不完全給付」を415条の「債務ノ本旨ニ従ヒタル履行ヲ為サルトキ」という文言に含ませることは無理な解釈ではないことを提示し^⑨、その後、債務不履行の第三類型として「不完全履行」という名称が定着し、遅滞・不能の要件・効果をそのままパラレルに不完全履行にも当てはめる見解が通説化する。そして、我妻博士は、不完全履行としての侵害態様について詳述し、「給付目的物に瑕疵がある場合」「履行方法が不完全な場合」「給付する際に必要な注意を怠る場合」に類型化し、それと相当因果関係にある全損害が賠償の対象となる、との見解を表明し^⑩、結局、遅滞・不能のいずれにも属さないものすべてを不完全履行と考えるようになり、ここに通説的見解が完成した。

この時期にあっては、「債務者の帰責事由」(主観的要件)に関する言及はほとんどみられず、専ら「不完全な履行」(客観的要件)の内容の検討に主たる関心が置かれており、また、そこから析出される侵害態様としては、債権者の生命・身体・財産といった完全性利益の侵害(拡大損害)事例が中心であった^⑪。

(3) 以上のような不完全履行概念の導入と定着という初期の理論動向の特徴としては、およそ以下のような点を指摘できるであろう。

第一に、わが国では、社会の実情からみて第三の不履行形態を認める必要がある、といった実務上の要請という観点からの考察は見当たらず、理論として受け入れるという色彩が強い点で、ドイツとは対照的であること^⑫。第二に、415条の「債務ノ本旨ニ従ヒタル履行ヲ為サルトキ」という一般的・包括的な文言からは、日本では不完全履行という概念は不要ではないかという疑問も内在していたが、このような認識の論理展開としては、日本でも不完全履行概念を認める、という方向へ進んだこと^⑬。第三に、不完全履行は、完全性利益侵害(拡大損害)原因となる債務不履行の独立種として認識されながらも、415条への包摂と因果関係の問題として定着し遅滞・不能と並列されたが、遅滞・不能でもないという不履行態様上の特殊性が強調されるとともに、遅滞・不能のように履行しないために生じる損害とは異なる損害(完全性利益侵害)が生じうるという損害の特殊性にも

着目され理解されていった、という点を指摘できる^⑭。

2 不完全履行論の展開

(1) その後、戦後になって、いくつかの視角から研究が進展する。その第一は、わが国における不完全履行概念の役割をいわば機能的に考察する動向であり、通説的見解のようにドイツ民法の解釈を取り入れて不完全履行ないし積極的債権侵害を論じることへの疑問が提示された。

すなわち、川島博士は、415条がドイツ民法と異なることを指摘され^⑮、さらに、平井教授との共同論文の中で債務不履行類型を機能的に考察し、不完全履行は遅滞または不能のいずれかに吸収されてしまうこと、判例上も遅滞と不能を区別する意味は乏しいとして、三類型は債務不履行の例示にすぎず、「本旨不履行」の内容を明らかにすべきことを主張された^⑯。

ここでは、初期の学説とは逆に、日本法においては不完全履行概念は不要であるという論理の展開へと向かうことになる。そして、このような見解が、今日の債務不履行の三分体系を疑問視する見解や、債務不履行規範の適用の拡張を説く見解へ影響を与える契機となったと思われる。

(2) 第二は、ドイツにおいてシュタウプ以後の積極的債権侵害論を契機として展開された契約義務構造論に依拠する見解の台頭である(ドイツ民法学説の再移入)。初期の学説は、侵害態様・不履行形態という債務者の履行行為の態様・特性に着目したが、やがて、履行行為の分析という観点と並び、債務不履行の前提となる債務(不完全履行における被違反義務)の内容や・構造に着目する一連の見解が主張された^⑰。

このような動向は、今日有力となっている義務論へつながる。また、初期の学説も、前述したように不完全履行は完全性利益侵害(拡大損害)原因としての特殊な不履行形態として認識しながら、これを遅滞・不能と同列に位置づけたが、義務論は、このような理論における異次元性を債務構造の観点から再浮上させ、それを正当化したとも評しうる^⑱。

3 今日の理論状況

(1) そこで、今日の不完全履行論の状況としては、およそ以下のようない動向が特徴的ではないかと思われる。

第一は、契約義務論の展開であり、不完全履行における被違反義務の内容・構造に着目する見解が有力である。例えば、不完全履行の給付実態を「給付結果の不完全」と「完全性利益侵害(拡大損害)」とに二分する見解は、被違反義務として給付義務とそれに付随する義務ないしは給付義務から独立した信義則上の義務を觀念し、また、

給付義務違反は遅滞・不能の規律により処理され、不完全履行は専ら付随義務・保護義務違反による「完全性利益侵害（拡大損害）」が問題となる場面だとみる見解もある¹⁹。さらに、このような理論動向は、医療過誤における債務不履行責任構成や労災事故における安全配慮義務論などの各論的な研究へも波及している。

このように、義務論が理論的に深化し、義務・債務の内容が厳密に特定していくならば、その債務をその通り履行した場合以外は債務不履行となり、不完全履行を論じる意味も小さくなることも予想しうる²⁰。

(2) 第二に、415条の妥当範囲は遅滞・不能・不完全履行に尽きるものではないとの解釈も有力となっており²¹、同条はいわば「開かれた体系」を提供するものだと解される傾向も見受けられる²²。ここでは、不完全履行を論じる意味が改めて問い合わせられるに至るとも思われ、不完全履行概念がもはや不要ではないかとの見解にも通じることになる。

(3) 第三に、これまでの不完全履行論は主に売買（財産権譲渡）型契約を念頭に置いたものだといえるが（そこでの侵害態様の理解が容易であることや、売主瑕疵担保責任との関係が古くから議論されてきたことによる）、次第に多種多様な役務（サービス）提供型契約が登場してくると、そこでの不完全履行論を独自に展開する必要が出てきたことである²³。特に、医療過誤事例において、帰責事由の証明責任を債務者（医師側）へ転換するというルールが債権者（患者側）にとって必ずしも有利には機能しないことが明らかにされ、新たな応接理論を構築する必要がその契機となった。また、このような状況からは、フランス法に依拠した結果債務・手段債務二元論も登場する。これらも、不完全履行概念の存否にかかわる動向であるといえる。

(4) 第四に、三分体系が定着し、不完全履行の法的処理も単に遅滞・不能に準ぜしめる結果、これら三分類の区分基準が不明確となることに対する批判から、債務不履行の構成要件としては、「債務ノ本旨」に従わざる履行の内容を明確にすることが重要だとして、三分体系を否定する見解も有力になっている²⁴。前述した被違反義務から不完全履行を捉える立場（義務論）では、まさに本旨不履行の内容が明らかにされねばならず、また、債務不履行規範の適用を拡張する傾向からは、このような不完全履行概念に固執しない理論動向が出てくることも当然の流れだといえる。

以上からは、不完全履行論を契機として、不完全履行の独自性を明らかにするという問題を超えて、債務不履行一般の構成規準が改めて問い合わせられるに至っている、というのが今日の理論状況だといえるであろう。以下では、さらに裁判例の傾向分析も踏まえ、不完全履行概念

のかかわりが顕著であるいくつかの領域の中で検討を加えたい。

III 「不完全履行」概念の現代的展開

1 債務不履行類型の見直し

(1) 教科書レベルでは、債務不履行の三分体系の骨格は依然として維持されてはいるが、それが必ずしも一致した理解であるとはいえない状況にある²⁵。そして、不完全履行論を契機として、従来の三分体系の見直しを図る見解が有力となっている。

そのような動向の第一は、三分体系を維持しながらもそれを修正する一連の見解である。そこでは、三分体系は部分的な不履行類型であるとの認識を前提に、ドイツの契約義務論から示唆を得て、被違反義務として給付義務、付随義務、保護義務などを定立し、それに即して不完全履行を捉える見解が有力である²⁶。そして、給付義務レベルでの不完全履行、すなわち「給付結果の不完全」という侵害態様が遅滞・不能と並ぶ第三類型として位置づけられ、それとは別に保護義務違反としての完全性利益侵害（拡大損害）が析出される²⁷。また、債務の性質から「与える債務」と「為す債務」に分けて、義務構造に立脚した整理もみられる²⁸。さらには、三類型の枠外で不履行類型の拡張を志向する見解もある²⁹。

第二は、不完全履行概念を排除して債務不履行形態を捉える理論動向である。債務不履行の基本類型としては遅滞と不能のみを考えれば足りるとの見解³⁰や、債務の本旨に従った履行がないという一元化構成に立つ見解³¹である。

第三は、債務内容の類型による分析を試みる見解である。とりわけ、フランス法に示唆を得て、結果債務・手段債務概念を用いて債務不履行を捉える見解が台頭している³²。

以上の学説理論に共通するのは、従来の三分体系に固執せず、むしろ三分体系は債務不履行の例示にすぎないという認識である。このような状況からは、不完全履行概念は債務不履行の諸類型を再構成する契機となったものと評しうるのではなかろうか。

(2) 次に、裁判例の動向である。侵害態様やそこでの帰責根拠も各々の契約関係の性質により異なり、また、学説においても、諸態様が類型化されてきており、ここでも契約をいくつかの類型に分けて検討することが有益かと思われる。そこで、取引類型あるいはその機能的見地から、三つの類型に分けて整理する。なお、以下では、不完全履行に対する責任肯定例を取り上げる。

まず、財産権譲渡（売買・供給）型契約においては、不完全履行として「瑕疵ある目的物の給付」事例があげ

られる^⑩。また、付隨義務違反に帰責根拠を求める事例も定着してきている^⑪。ただし、給付目的物の瑕疵事例という同種の事案にあっても、帰責根拠を給付義務違反に求めるものと、それとは別の付隨義務違反に求めるものに分かれており、責任構成は未だ一致してはいない。これは、給付目的物自体の侵害のみならず、完全性利益侵害に対する帰責根拠として付隨義務（学説の主張する保護義務に対応する）にも着目する結果だともいえるであろうし、学説上の契約義務論の影響ともいえる（裁判例では昭和40年代後半から付隨義務構成が浮上する）^⑫。さらに、我妻説が侵害態様の一つとしてあげる「給付する際に必要な注意を怠る場合」（給付義務の不履行がない場合）に該当する事例も散見される^⑬。

財産権利用（貸借）型契約においては、「賃貸目的物の瑕疵」事例で、賃貸人の使用収益させる義務や修繕義務といった給付義務違反が問題とされている^⑭。また、「失火責任」事例では、当事者の管理義務や注意義務違反を問題とする事案も存するが、賃借人の返還義務の履行不能として構成するものもみられる^⑮。いずれの事例も、完全性利益侵害に至るものが多く、学説は付隨義務（保護義務）構成を主張する見解が多数説ではあるが、裁判例にはこのような傾向は未だ浸透してはいないといえよう^⑯。

役務（サービス）提供型契約においては、非典型契約に関する事例も多く、役務の提供という「為す債務」の内容をどのように確定し、当事者の保護法益をどのように限界づけるべきかという困難な問題がある。この点で、フランス法上の概念である結果債務・手段債務という視点は、債務不履行に対する主張・証明責任をめぐり議論され、それが我が国においてどこまで有効かは問題となるが、契約を特徴づける整理概念としては有益である。すなわち、役務提供行為を内容的に確定された一定の結果を達成すべき結果債務とみると請負契約に類似し、あるいは、適切な役務を提供すること自体を内容とする手段債務とみると、委任契約に類似するものとして特徴づけることができよう。

そして、請負契約においては「給付行為（仕事）の瑕疵」事例^⑰と「給付行為に際しての債権者（注文者）の利益侵害」事例^⑱が中心であり、委任（準委任）契約においては、医療事故^⑲や保育委託契約といった完全性利益の保護が契約目的（給付義務の内容）とされる場合^⑳が主要事例となっており、寄託契約においても同様である^㉑。また、安全配慮義務・保護義務違反による事故事例^㉒も多く、その他、専門家責任として近時論じられる事例^㉓のほか、各種の非典型契約に関する事例^㉔が散在する。

役務提供型契約にあっては、各々の契約の特質に応じた債務不履行責任構成を考えてゆかざるを得ず、その意

味では債務内容の類型からの分析を試みる学説の動向も否定できない。また、帰責根拠として種々の義務が析出されており、付隨義務のほか、機密保持義務、競業禁止義務や注意義務など、不作為義務を問題とする事例もあり、さらには、契約交渉段階での説明義務違反や契約終了後の責任を問うものなど、不履行類型の拡張を説く学説理論に対応する事例もみられる。

(3) このように、学説においては、義務構造論的なアプローチが有力となり、債務不履行規範の適用の拡張が説かれ、さらには、不完全履行概念の有用性を否定したり、債務不履行の一元化も主張され、裁判例も学説理論に対応するかのような傾向をみせている。このような状況からは、三分体系の存在意義および不完全履行の債務不履行類型としての独自性が改めて問い合わせされることになる。

2 完全性利益侵害としての不完全履行

(1) 不完全履行概念をめぐる展開過程での一つの特徴として、不完全な履行行為により生じる当事者の完全性利益侵害（拡大損害）に着目する傾向が顕著であることがあげられる。給付目的物の不完全がその目的物自体に留まる場合には、その不完全が追完可能か否かに応じて一部遅滞または一部不能とみられ、また近時の有力説によれば瑕疵担保責任の問題となる。このような理解からは、不完全履行不要論が台頭することにもなるが、同時に、遅滞・不能とは別に債務不履行類型として特色を有するのは、完全性利益侵害の場合であることが明らかにされてきた。

初期の学説においても、不完全履行の主要な侵害態様として認識されており、その特殊性に着目する見解が主張され^㉕、今日でも、「狭義の不完全履行」（給付義務違反）と並べて、それとは別に完全性利益侵害を位置づける見解^㉖や、専ら完全性利益侵害事例のみを析出する見解^㉗が多数説となっている^㉘。また、このような理論動向は、瑕疵担保責任論へも影響し、いわゆる瑕疵結果損害の帰責構造をめぐり損害賠償請求権の要件をどのように解すべきか、不完全履行との関係いかんが問題とされている^㉙。

(2) 裁判例においても、不完全履行として完全性利益侵害事例が多数みられる^㉚。財産権譲渡型契約では、給付目的物の瑕疵による拡大損害や給付するに際して債権者（買主）の完全性利益の侵害に至る事例が多い。ただし、前述したように、帰責根拠としての被違反義務については事案により異なっている。また、財産権利用型契約についても、賃貸目的物の瑕疵事例および失火責任事例においてもその多くが完全性利益侵害を問題にしている。役務提供型契約では、雇傭契約上の安全配慮義務に

関して学説上も理論的進展がみられたが、他の契約においても完全性利益侵害にかかる事案が増加しているといえる。もっとも、遅滞・不能と並ぶ給付義務違反としての不完全履行と、付随義務（保護義務）違反たる完全性利益侵害（積極的債権侵害）との区別構成は、役務提供型契約（とりわけ手段債務）にあっては困難であるとの指摘もされており⁵⁰、そこでは各々の契約に応じた当事者の保護法益の画定作業が必要となる。

(3) 以上の状況からは、不完全履行をこのような完全性利益侵害に限定すべきか、また、不完全履行の独自の効果を考慮すべきか、あるいは、あくまで遅滞・不能と重畳するものとして捉えるか、といった点が問題となる。また、このような不完全履行論の展開は、いわゆる「契約責任の拡大化」傾向をもたらしており、契約義務論の展開過程で重要視されてきた。契約義務構造をめぐっては、未だその理解は一致してはいないが、およそ給付利益ないし履行利益という将来の利益状況の保持へ向けられる給付義務および付随義務とは区別された形で完全性利益保護義務を観念する見解が有力である⁵¹。そして、保護義務の契約債務関係における位置づけや不法行為規範との関係について議論されるに至っている⁵²。

3 不完全履行責任の要件・効果

(1) 三分体系を維持することに否定的な見解から、「債務不履行（履行不完全）」と「帰責事由」という従来からの債務不履行責任の要件を柱にすることに対する問題性が明らかにされてきた。通説は、一般に不完全履行責任の要件として、①不完全な履行のあること（履行不完全）、②債務者の責に帰すべき事由に基づくこと（帰責事由）、③不完全な履行のなされたことが違法であること（違法性）、をあげる⁵³。この点、判例の立場は必ずしも明らかではない。しかし、医療過誤を不完全履行責任として構成する判例の傾向において、履行不完全は具体的な内容において帰責事由と重複する場合があることが指摘され、他の二類型のような債務不履行と帰責事由との峻別を前提とする主張・証明責任の分配方法を維持しうるのかが問題とされる⁵⁴。さらに、三分体系の存在意義を疑問視する見解においても、両要件の関係が問題とされてきたように思われる⁵⁵。

すなわち、義務構造に立脚して不完全履行を捉える見解においては、債務の性質から与える債務と為す債務の区別がなされ、被違反義務の面からは給付義務、付隨義務、保護義務などが析出され、また、被侵害利益の面から給付利益と完全性利益を区別し、それに従って要件・効果が説明される。そして、義務を細分化し、それを尽くさなかったことが履行不完全（本旨不履行）と構成されることになるが、それと帰責事由との関係は明らかで

はなく⁵⁶、三類型ごとに説明を加える従来の通説とは違ったものになっている。裁判例においても、同種の事案において帰責根拠たる被違反義務の理解は一致せず、役務提供型契約においては、債務内容の特定や債務者のなし行為の事実認定と本旨不履行の評価に関する判断過程が明確でない場合も少なくない。

また、債務不履行を本旨不履行として一元化する見解にあっても、本旨不履行の判断枠組みをどう捉えるのか、それと帰責事由との関係など解明されるべき問題が残る。同様に、結果債務・手段債務概念を用いる見解⁵⁷も、この区別を本旨不履行の問題と捉えるのか、あるいは帰責事由について適用されるものとするのか不明確な点が多い⁵⁸。

(2) さらに、不完全履行は、効果の面からも検討を要することになる。一般には、不完全履行責任の内容として、追完ないし完全履行請求権、損害賠償請求権、契約の解除があげられる。しかし、給付義務違反レベルでの不完全履行と加害的履行（完全性利益侵害）に分けて分析する見解からは、前者は遅滞・不能として処理できるから、完全履行請求権（瑕疵修補請求権）のみが導き出され（債務者の帰責事由も不要）、それが無意味な場合には契約の解除が認められ、後者では専ら損害賠償請求が問題とされる⁵⁹。また、契約義務論にあっては、給付義務違反についてはこれら三つの効果が認められるのに對し、付隨義務・保護義務違反については損害賠償請求権のみが生じるとされるようであり、義務の性質論は効果の点でも違いを生み出している。

(3) このように、不完全履行論は、従来の三分体系に即した理解を離れ、独自の理論的進展を図る中で、債務不履行責任の要件・効果を再検討すべき問題を浮き彫りにする。履行不完全と帰責事由という要件の内容をどのように定義するのか、両者はあくまで峻別されると考えるか、あるいは同一基準により収束されることになるのか、効果論も含めた検討が必要となる。

4 瑕疵担保責任論

(1) 売主の瑕疵担保責任

(1) 瑕疵担保責任と不完全履行責任の関係は、古くから議論のある各論的論点の1つである。

売主の瑕疵担保責任をめぐる学説上の対立は、570条の性質論、不特定物売買の処理の問題だけではなく、効果の面においても、損害賠償請求権の性質、完全履行請求権の有無、責任の期間制限の長さなどが議論されてきた⁶⁰。法定責任説は、売主の給付義務は瑕疵のある目的物の給付に尽きること（特定物ドグマ）を主張して、瑕疵担保責任を特定物売買における法定無過失責任として捉え、不特定物売買は債務不履行（不完全履行）として

処理する。これに対し、契約責任説は、瑕疵担保責任は不完全履行責任と同性質であるから、不特定物売買の場合にも適用され、ただ、瑕疵担保に関する規定は売買の特則であるから両者が抵触する場合には前者が適用され、そこに規定のない事項について不完全履行に関する規定ないし考え方が適用される、とする。したがって、買主は、瑕疵修補請求権や代物給付請求権を有し、損害賠償の範囲も履行利益にまで拡大されるが、いずれも1年の除斥期間（566条3項）に服することになる。

このように、両説の法的構成は対立するものの、法定責任説にあっても、信頼利益賠償を原則としながら、履行利益賠償を担保責任の枠内において認める立場や、完全履行請求権（瑕疵修補請求権）についても默示の特約・商慣習や当事者意思の合理的解釈により例外的に認める見解が表明され、効果の面で両説の接近がみられる。さらに近時、担保責任における損害を瑕疵自体による減額とそれを超える損害とに分け、各々の要件を相違せしめる理論が登場し、瑕疵担保責任論は新たな動向を見せ始めている。

(2) 裁判例は、過失の認定なくして売主の責任を肯定しており、瑕疵担保責任を無過失責任と解していると考えられる。そして、不特定物売買への適用について、大判大正14・3・13（民集4巻217頁）は、買主が目的物を不完全ながらも「受領」した後は瑕疵担保責任の問題となるとしたが、大判昭和3・12・12（民集7巻1071頁）は、客観的な受領を分岐点とするのではなく、それを「履行として認容する」という要素が、不完全履行と瑕疵担保責任とを分けるとして基軸を変更し、戦後の最二小判昭和36・12・15（民集15巻11号2852頁）も理論的にはこの立場をとっている。つまり、債権者が瑕疵の存在を認識した上でこれを履行として認容し、債務者に対して瑕疵担保責任を問うた後は不完全履行責任を問うことはできないとする。このような理解は、570条の適用範囲を特定物売買に限定しない点で、契約責任説と共通するが、買主が目的物たる不特定物を単に受領した場合と履行として認容して受領した場合とに分け、後者の要件を充たした場合に瑕疵担保責任を問うると考えている点では、法定責任説にも近い。

損害賠償の範囲については、信頼利益説をとるもののが大半であり、下級審ではほぼ定着しているとされる⁶⁹。そして、中には、売主の悪意または過失がある場合でも信頼利益説をとることを明言する裁判例もある⁷⁰。また、瑕疵結果損害を認めた事例もあるが⁷¹、これが信頼利益概念の中に含まれるのか否かは明らかではない。

責任の期間制限に関して、最近、最三小判平成13・11・27（民集55巻6号1311頁）は、瑕疵を発見して1年以内であっても、買主が目的物の引渡しを受けた時から10年

（167条1項）の消滅時効期間が経過していればもはや損害賠償請求権を行使できないとした。担保責任の性質論から消滅時効規定の適用の可否が直ちに導かれるわけではないが、最判を契機に、瑕疵担保責任と不完全履行責任の期間制限の関係をどのように理解するべきかという問題が浮き彫りにされたといえる⁷²。

(3) 以上から、瑕疵担保責任の性質、効果内容に関しては、依然として共通の理解が得られていないことが窺える。学説において、法定責任説と契約責任説が効果の面からも接近し、とりわけ損害賠償の範囲を広く認める限りでは、瑕疵担保責任は不完全履行責任へ収束される方向へと向かうようにも思われる。しかし、他方で、瑕疵担保責任は無過失責任であり、売買の有償性を具現するものであるという、これまで慣用とされてきた理解を前提とする限りでは、別の理解も可能となる。この点は、裁判例からも判然としない。結局は、570条の機能領域をどのように捉えるべきかが問題となる。

(2) 請負人の瑕疵担保責任

(1) 通説的見解は、請負人は瑕疵のない完全な仕事をする債務（仕事完成義務）を負うから、瑕疵担保責任は不完全履行責任であり、634条以下の規定は一般不完全履行責任の請負における特則であるとする⁷³。したがって、不完全履行責任の一般理論は排除され、損害賠償の範囲も瑕疵によって生じるすべての損害に及ぶとする。そして、売主瑕疵担保責任が法定の無過失責任であるとの法定責任説の理解に引きずられ、同じく無過失責任と解している。

これに対し、近時、売主瑕疵担保責任の再構成（とりわけ損害賠償請求に関する）の成果を請負人の瑕疵担保責任にも転用し、あるいは、より直截に請負人の瑕疵担保責任は不完全履行責任そのものであると捉え、その要件・効果の再構成を試みる見解がみられる。そこでは、請負人の債務内容から導かれる瑕疵修補請求のほか、解除、代金（報酬）減額請求については請負人の過失を要することなく認められるが、代金減額と区別された意味での損害賠償は請負人の過失を要するものと解する点で、ほぼ一致をみている。そして、いずれの効果も瑕疵担保責任の枠内において位置づけられる傾向にある。

(2) 裁判例も、通説的見解に依拠しつつ展開されてきたといえる。すなわち、634条以下の規定は、不完全履行の一般理論の適用を排除することを明言する事例がある⁷⁴。また、損害賠償についても、修補に代わる損害賠償のほか、履行利益・瑕疵結果損害についても、請負人の過失を認定することなく634条2項を根拠にその賠償を認める⁷⁵。

(3) このように、裁判例が通説的見解とほぼ同様の理解を示している状況からは、売主瑕疵担保責任以上に請

負人の瑕疵担保責任の不完全履行責任としての性質がより顕著なものとなる。しかし、近時の見解を前提とするときには、不完全履行の一般理論をどこまで排除しうるのかが問題になるように思われる。履行利益・瑕疵結果損害の賠償を過失を認定することなく担保責任の枠内で認めることができなのか、それを除斥期間に服するものとみてよいのか、また、仕事の瑕疵に対し新たなる仕事を請求しうる余地はないか、不完全履行の法理に基づいて契約を解除しうるかなど、検討されるべき問題が残されている。

5 役務（サービス）提供型契約における責任論の展開

(1) 不完全履行概念は、履行遅滞と履行不能という従来からの二つの態様には收まりきれないものを捉えるための、いわば補充的な態様として不履行責任の適用範囲の拡張をもたらした。そして、サービス経済の進展とともに多種多様な役務（サービス）提供型契約が登場したことにより、為す債務の重要性が増すに至ったが、この種の債務においては、与える債務に比べ不完全履行が重要な意味を持つことが明らかにされた。

三分体系の修正を意図する学説においては、為す債務の特質に応じた独自の債務不履行責任を構成すべきであるとの認識がみられる。契約義務論からは、与える債務については細分化された義務に即した侵害態様を析出できるものの、為す債務については、給付義務と保護義務が不可分に結合している場合のあることが指摘される⁶⁰。また、債務不履行を一元化して捉える見解にあっても、為す債務（行為債務）では履行遅滞・不能とは異なる形の債務不履行が存することが明らかにされ⁶¹、さらに債務内容の類型（結果債務・手段債務）による分析を試みる見解が展開される。ただし、学説においては為す債務の特殊性は認識されてはいるものの、そこでの責任構造は未だ解明されるには至っていない。一方、裁判例においても、典型・非典型契約を含む多くの役務提供型契約に関する事例が集積されてきており、為す債務の不完全履行を検討することが重要となる。

(2) 抽象的な体系を維持する民法典には、主体としての役務（サービス）提供者の視点や対象としての役務（サービス）の視点から責任を定める規定はない。役務提供型の典型契約である雇傭・請負・委任・寄託も、役務の一部を抽象的概念でもって対象とするものであり、不完全な役務による役務提供者責任の根拠の一端を提示するに留まっている。したがって、多種多様な役務を具体的な事例に即して検討する必要がある。

役務提供型契約の特徴としては、提供と消費の同時性、無形性、品質の客観的評価の困難性や復元返還の困難性といった点が指摘される⁶²。このような特徴からは、ま

ず、役務提供債務の内容をどのように確定すべきかが問題となる。裁判例からは、債権者の完全性利益の保護が主たる給付義務そのものであったり、これと密接不可分の関係にある場合が多く、また、銀行や保険会社の説明義務・開示義務が問題とされるなど、その特徴としての無形性や復元返還の困難性にかかわってくる事例も多い。そして、役務（サービス）の品質の客観的評価の困難性という特徴からは、履行の瑕疵・欠陥に対する債務不履行や瑕疵担保責任の判断が容易ではないことが明らかとなる⁶³。特に、「専門家責任」として論じられる弁護士、司法書士、医師、公認会計士、建築士といった役務提供者の裁量の範囲が大きい場合や⁶⁴、教育契約のように顧客の一定の努力も必要となる事例では、客観的評価が困難だといえるであろう。

(3) このように、役務提供型契約の内容的な適正化⁶⁵とその履行不完全に対する被害者救済の問題は、不完全履行概念をめぐる現代的展開の一つとして特徴づけることができるのではかなうか。役務提供者責任を具体的な事例から帰納して考察するにせよ、あるいは、将来、法律の形で定めるにせよ、不完全履行論がその出発点となるものと考えられる⁶⁶。

IV 「不完全履行」概念の有用性と問題点

1 債務不履行類型としての不完全履行

(1) 以上の学説および裁判例の動向を前提とすると、まず第一に論じられるべきは、不完全履行の履行遅滞・不能との関係ないしは不完全履行の債務不履行類型としての独自性は認められるのか、という観点である。

一つには、不完全履行を単なる補充的な概念として捉えるのではなく、他の二つの態様と対等な形で、しかも積極的な形で捉え直す方向性が考えられる。そこでは、遅滞・不能以外の債務不履行を総括するものとして不完全履行を概念規定することになる。さらに、このような理解からは、不完全履行により遅滞・不能以外の不履行形態が析出されることにより、債務不履行が債務履行の完全な反対概念になったとの認識に立てば、債務不履行を履行がない場合と不完全な履行をした場合とに分けることなく、「債務の本旨に従った履行がない」というメルクマールで統一的に捉える方向へ向かう。

しかし、三類型の枠外で不履行類型の拡張を説く見解⁶⁷により、不完全履行とされる場合は遅滞・不能以外のすべてを包括し得ないことが明らかにされると、本旨不履行として統一的に規定する415条の下では三分体系はそれ自体維持し得なくなるようにも思われる。また、本旨不履行という統一的要件で構成する見解は、基本的には妥当な方向性を提示したと考えるが、問題は本旨不

履行の判断基準をどのように捉えるかである⁸⁰。

(2) この点で、契約義務構造に立脚して債務不履行を判断する理論動向に注目できる。債務不履行を遅滞と不能とに分ける従来の考え方は、主に財産権譲渡型契約（与える債務）について、しかも本来的な給付義務を念頭に置いたものであり、それ以外の義務違反を捉えるために不完全履行の態様が考えられ、その中で義務論が展開されてきたといえる。債務の本旨に従わざる履行は何かという問いは、債務の本旨、つまり義務の内容は何かという問い合わせもつながるものであり、必ずしも義務論的アプローチは否定されるものではない。また、義務違反を問題とせずに不完全履行を捉える見解にあっても、例えば我妻説があげる「給付する際に必要な注意を怠る場合」は、注意義務の問題として捉えることができるし、給付目的物・給付行為の瑕疵や履行方法の不完全も、債務の本旨か否かは債務内容に即して判断されるべきことから、義務の問題と無縁ではない。そして、このような方向性は、学説・判例において定着している三分体系を維持しつつ（給付義務違反レベルの遅滞・不能・（狭義の）不完全履行⁸¹の三分類とその他の義務（付随義務・保護義務）違反という整理）、それ以外の不履行形態や財産権利用型・役務提供型契約における不履行を理解する上でも有益である⁸²。

さらに、契約義務構造が次第に明らかにされる過程で、完全性利益侵害の特殊性も浮き彫りにされた。学説も、古くから不完全履行の典型例として析出してきたものであるし、裁判例にも多くみられる。このような見地からは、不完全履行は、遅滞・不能とは異なる損害賠償（完全性利益侵害）を特徴づける点で、補充的概念としての性質を有することになる。

(3) 以上からは、不完全履行論は、契約義務構造に関する理論的深化をもたらした点で評価されてよい。また、不完全履行概念は、給付義務違反レベルでの遅滞・不能に並ぶ（狭義の）不完全履行（=給付結果の不完全）の析出と完全性利益侵害を特徴づけるものとして、なお有用であると考えられる。

そして、義務に立脚して債務不履行を捉えるという方向が妥当であるとする立場からは、今後、契約義務構造、諸義務の性質・内容を明らかにする必要がある⁸³。裁判例にみられるように、同種の事案にあっても帰責根拠が異なるなどの責任構成をめぐる混乱を回避する意味でも必要な作業となる。その上で、債務不履行責任の要件・効果が整理され、さらには、不法行為規範との関係が解明されるべきであろう。なお、このように種々の契約義務を析出するときには、債権・債務の発生根拠を当事者意思に求める伝統的な契約法理論からの理論的変革を要することになる。

2 債務不履行の帰責構造

(1) 従来からの債務不履行責任の要件・効果に関する理解を見直すべきか否かという点も、不完全履行論の展開過程で浮き彫りにされた問題である。不完全履行として問題とされる給付実態を被違反義務の面から捉えることが可能であり、また、そのような方向が適当であると考える立場からは、「債務不履行（履行不完全）」と「帰責事由」という要件を義務の存在・内容に即して整理する必要がある。

「債務不履行」と「帰責事由（=過失）」という伝統的な二元論的構成は、与える債務を中心とした理論構成であり、為す債務に対しては十分に対応し得ないことが、医療過誤事例を債務不履行（不完全履行）責任により構成されるようになったことを契機に明らかにされてきた。そして、履行遅滞、履行不能、不完全履行という債務不履行の態様による分類を不要として債務不履行を本旨不履行に一元化する見解が、その中で債務不履行判断と過失判断を債務不履行判断に一元化（要件の統一化）するという構成を主張する。すなわち、結果債務では不可抗力によらない限り結果の不実現を過失と判断し、手段債務では、契約上要求される注意または思慮を尽くしていないという債務者の行為態様を評価すべきであるとする一連の見解である。このような主張は、履行不完全の判断と過失判断とは区別できないのではないかという疑問に対し、解決の糸口を提示するものとも思われるが、なお、結果債務・手段債務という債務内容による分類がどこまで妥当しうるのかが問題とされている。

(2) そこで、被違反義務に立脚し二元論的構成に従うにしても、履行不完全と帰責事由（過失における行為義務違反）の関係いかんの問題は残る⁸⁴。この点は、未だ共通した理解が得られているわけではない。

履行遅滞・履行不能と並んで捉えられる「給付結果の不完全」たる不完全履行の場合（主に与える債務が該当する）は、約束した債務が履行されてはいないという客観的状態を観念することができ、それとは別に損害賠償責任を負うための行為義務違反（過失）の判断が可能である。しかし、ここでは給付義務違反が問題となるが、それを両要件にもかかわるものとして統一化するべきなのか、あるいは客観的義務違反を履行不完全とみて、債務者の主観的事情（予見可能性・回避可能性）は帰責事由の問題としてあくまで別個に捉えるべきかが問題とされよう⁸⁵。また、契約解除や完全履行請求は、帰責事由を要することなく（客観的な不履行状態から）認められるべきか否かも問題となる。

為す債務の不完全履行（特に債務内容が特定していない手段債務と称される場合）においては、債務の内容と

過失の内容たる行為義務との区別はより不鮮明なものとなる。履行不完全判断と行為義務違反の判断を一元化する方向が妥当なのか、あるいは、あくまで債務不履行を構成する義務違反と帰責事由は理論的にも概念的にも区別できるかが改めて問題となる。なお、ここでは、債権者による履行請求はほとんど問題とならないであろうが、どの程度の状態に至れば契約の解除が認められるのかは検討を要するであろう。同様の問題は、付随義務および保護義務違反の場合にもあてはまる。ただし、給付利益（給付結果）の保持へ向けられる付随義務（例えば、履行の準備、目的物の保管・用法説明）違反については、それが給付結果の不完全（＝給付義務違反）と評価されはじめて問題とされ、独自で責任の前提たる義務とはされないと理解も可能である。これに対し、保護義務違反については、給付義務違反が競合しない限り、独自で帰責根拠となりうる。

(3) 以上は、被違反義務の面から債務不履行を捉え、かつ伝統的な二元論的構成に立った場合に問題とされる点を提示したに留まる。債務不履行責任判断の構成としてどのような方向が妥当とみるかは今後の課題であるが、いずれにしても不完全履行論を契機として顕在化した問題である。

3 瑕疵担保責任との関係

(1) 瑕疵担保責任と不完全履行の関係をどう考えるかは、結局は、瑕疵担保責任の法的性質の理解にかかわってくる。

売主の瑕疵担保責任に関して、古くからの法定責任説では、特定物売買=法定責任（570条）と不特定物売買=不完全履行（415条）が区別して捉えられる。しかし、今日では、瑕疵担保責任の内容として完全履行請求権（瑕疵修補請求権）を認め、損害賠償の範囲も履行利益・完全性利益を含め広範に理解されるようになると、担保責任と不完全履行が交錯するとともに、契約責任説にも接近する。そして、契約責任説にあっては、不完全履行が瑕疵担保責任を補充するものとして機能することになる。

このように、瑕疵担保責任が不完全履行責任に近似するということは、瑕疵担保責任の存在意義が薄れ、実際上、担保責任の発生根拠たる570条が機能する領域は狭まることになる。確かに、契約関係の比重の増大に伴う契約内容の適正化と被害者保護の要請から、契約責任の拡大化傾向を肯定的に捉えるときには、瑕疵担保責任の債務不履行責任化も将来的にはあるべき方向の一つであるともいえようが、現時点では570条の存在意義をなお認めるべきであるとの理解を前提とする限りでは、近時の見解が、売買契約の有償性と瑕疵担保責任の無過失責任性を具現するものとして、代金減額的効果を導き出した

ことは正当であると評価できる。そして、代金減額については（契約の解除および例外的に認められる瑕疵修補も含め）売主の過失を問わないものとして担保責任の枠内で位置づけられ、それを超える損害賠償請求は一般的債務不履行（不完全履行）責任の問題として処理することになる。このような理解からは、結局、瑕疵担保責任は、売買契約の有償性と無過失責任性を具現するものとして限定された範囲において機能し、不完全履行と区別して位置づけられる⁸⁸⁾。

(2) 請負人の瑕疵担保責任については、請負人は仕事完成義務を負うことから、売主瑕疵担保責任とは異なり、その不完全履行責任としての性質がより顕著なものとなり、634条以下の規定は一般的不完全履行の請負における特則と解することになる。このような請負人の債務内容からは、問題となる瑕疵も、売買におけるような「隠レタル瑕疵」（570条）に限定されることなく、請負目的物の材料の瑕疵のほか請負人の仕事の不完全もその対象とされるから、瑕疵修補義務が担保責任の中核をなすものとして捉えられる。学説も、瑕疵修補との選択が認められる損害賠償（634条2項）について、可能な限りまず修補請求をするべきであるとしており、また、解除（635条）についても、修補が可能な限りその催告をした後でなければできないとする⁸⁹⁾。そして、近時の見解は、瑕疵修補請求のほか、解除、代金（報酬）減額請求については請負人の過失を要することなく認められるとする点では、ほぼ一致をみている。問題は、請負人の過失を要件として認められる履行利益・瑕疵結果損害の賠償請求であるが、これも担保責任の問題として処理する傾向にある。

しかし、売主瑕疵担保責任と同様に、請負人の瑕疵担保責任についても、とりわけ請負の有償性を維持すべく機能するものとして位置づけることも可能である。このとき、担保責任は、請負人の仕事完成義務から出てくる瑕疵修補義務を中核として、請負人の過失を要しない解除・損害賠償を内容とするものとして理解し、請負人の過失を要件に認められる損害賠償は、一般的不完全履行の問題として担保責任の枠外で位置づけられる。つまり、634条2項の損害賠償としては、代金（報酬）減額のほか、修補に要する費用（建築請負において場合によっては建て替え費用）がその中心となるものと思われる⁹⁰⁾。このような理解からは、売買におけると同様に、瑕疵担保責任と不完全履行は交錯せず、別個に位置することになる。

4 役務提供型契約における責任構成

(1) 前述したように、債務不履行責任判断の構成をめぐっては、特に為す債務が問題とされる。したがって、役務（サービス）提供型契約における債務不履行（不完

全履行) 責任の構造を解明することが重要な課題となる。

裁判例からも明らかなように、多くの役務提供型契約が台頭してきてはいるが、役務提供型の契約法はまだ生成途上にあり、不履行責任の体系化もまだその途についたばかりである。したがって、ここでは、役務提供型契約における債務不履行責任構造の解明へ向け留意されるべきいくつかの観点について整理しておきたい。

まず、役務の提供という為す債務の具体的な内容を明らかにし、そこでの当事者の保護法益を限界づけるべく作業を要するものと思われる。当事者の完全性利益の保護・管理が契約目的とされている場合（診療契約、保育委託契約、寄託契約など）や、給付結果・契約目的の達成へ向け種々の具体的な義務（説明・開示・協力義務など）がかかわってくる場合も多い。為す債務においては、与える債務以上に給付利益とそれ以外の完全性利益との間の区別自体が曖昧であるともいえるが、具体的な事例の中でこれらの保護法益が画定されるべきである。あわせて、それを給付義務、付随義務、保護義務といった義務類型に即して振り分けることも、履行の瑕疵・欠陥を評価するために必要な作業となるであろう。

このように、当事者の保護法益およびその負担する義務の内容が明らかにされた上で、不履行責任構成の要件と義務違反に対する効果が解明されるべきである。その際、問題となる具体的契約の解釈問題として処理する方向も考えられようが、為す債務の不履行責任の体系化へ向けては、雇傭・請負・委任などの典型契約規定や契約関連規定で定型化されている諸要素と、具体的に問題となる契約における事実との対応関係を検討することを通しての解決を探る方向が有益ではなかろうか。これらの為す債務たる典型契約において、不完全履行として問題とされる給付実態の特質、責任内容たる損害賠償、完全履行請求（瑕疵修補請求）の可否、契約解除を認定する際の規準を明らかにし、それを非典型契約へ還元して捉えてみるという方向である^④。もっとも、この点は、抽象的概念である典型契約の分析の展開も踏まえてなされなければならないであろう。

(2) こうした役務提供型契約における責任構造の解明は、財産権譲渡型契約を主軸として構成されてきた不完全履行・契約責任論に対して、再検討の素材を提供することも予想できる。そして、そのような展開過程で、個別の契約ごとの責任論が進められるとともに、不完全履行概念の有用性が改めて問われることになる。

V 結 び

不完全履行論は、これまでに定着した債務不履行類型や帰責構造の理解に対する見直しという、民法典における

責任法の全体にかかる問題を提起した。そして、履行行為の態様と並び債務中の各種義務の規範目的に関する検討が進められた。そこでは、一個の債権・債務に関する障害形態の分析を超え、契約債務関係に着目し、そこで契約目的の達成へ向け当事者がとるべき行為（義務）内容が探求されている。つまり、契約債務関係に対する評価および当事者の行為に対する評価が介在することになり、当事者が契約関係において設定した規範が尊重されるという方向性を明らかにしたといえるであろう。

このような方向性からは、不完全履行は、種々の不履行形態の析出のための基本概念として、とりわけ完全性利益侵害を根拠づけ、契約規範の構造を明らかにし、さらには不法行為規範との限界づけを探る概念として有用だといえる。また、為す債務（役務提供型契約）における不履行責任の体系化へ向けた理論的素材を提供するものとしても、なおその有用性を認めてよいのではなかろうか。これらの理論的深化が今後の課題である。

注

- (1) ドイツでは、「積極的債権侵害（positive Forderungsverletzung）」と称される場合が多い。契約上の債権侵害に限らない点で「積極的契約侵害（positive Vertragsverletzung）」という名称は適当ではないとされ、また、必ずしも積極的な侵害態様に限らないとして「不完全給付（Schlechtleistung）」とも称される（Dieter Medicus, Bürgerliches Recht, 18. Aufl. 1999 S. 218f.）。
- (2) 北川善太郎『契約責任の研究』（有斐閣、1963）307頁以下、同『日本法学の歴史と理論』（日本評論社、1968）34頁以下参照。
- (3) ドイツ新債務法では、「義務違反」を給付障害法の基本概念とし、損害賠償、解除などの要件とする（BGB第280条）。また、付随義務違反からも損害賠償請求権は発生し（BGB第282条）、さらに、保護義務に関する規定も追加された（BGB第241条2項＝債務関係は、その内容により、各当事者に相手方の権利、法益および利益に対する配慮を義務づけることができる）。
- (4) 415条の立法過程については、中田裕康「民法四一五条・四一六条（債務不履行による損害賠償）」広中・星野編『民法典の百年Ⅲ』（有斐閣、1998）8頁以下参照。
- (5) 奥田昌道『債権総論〔増補版〕』（悠々社、1992）156－157頁は、民法は遲滞・不能以外の債務不履行を知らないわけではないとして（400条、600条・622条など）、不完全履行を含めた三分類以外の債務不履行形態の広範化を主張され、今日の学説の一傾向となっている。
- (6) Hermann Staub, Über die positiven Vertragsverletzungen, und ihre Rechtsfolgen, Festschrift für den 26.

- deutschen Juristentag, 1902 S. 31ff.; derselbe, Die positiven Vertragsverletzungen, 1904 (Nachdruck, 1969), S. 93ff. なお、シュタウプ以前の積極的債権侵害論の状況については、小野秀誠「不完全履行と積極的契約侵害－現代的展開－」一橋論叢126巻1号（2001）1頁以下参照。
- (7) Wolfgang B. Schünemann, Die positive Vertragsverletzung - eine kritische Bestandsaufnahme, JuS 1987, S. 1 ff. ; Volker Emmerich, Das Recht der Leistungsstörungen, 4. Aufl. 1997, S. 224-226.
- (8) 代表的見解からは、およそ積極的債権侵害を給付義務違反とその他の付随義務（行為義務）違反に分けて捉える見解（Karl Larenz, Lehrbuch des Schuldrechts Bd. I, 14. Aufl. 1987 S.363ff. ; Dieter Medicus, Schuldrecht I Allgemeiner Teil, 12. Aufl. 2000 S.198ff. ; Palandt BGB - Helmut Heinrichs, 60. Aufl. 2001, Rn. 104ff. zu § 276.）と、付随義務違反をさらに給付結果（給付利益）の保護へ向けられる義務違反と完全性利益保護義務違反とに細分する見解（Staudinger BGB - Manfred Löwisch, 13. Aufl. 1995 Rn. 22ff. der Vorbem. zu §§ 275-283. ; Esser - Eike Schmidt, Schuldrecht Bd. I Teilband 2, 8. Aufl. 2002 S.153ff. ; Emmerich, a. a. O. (Fn. 7), S.226ff.）がみられる。そして、いずれにおいても完全性利益侵害事例を中心的に分析を加える。
- もっとも、積極的債権侵害概念を不要とする見解（Horst Heinrich Jakobs, Unmöglichkeit und Nichterfüllung, 1969 S.41-47, 58ff.）や、義務論を否定する見解（Ernst Wolf, Rücktritt, Vertretenmüssen und Verschulden, AcP 153 (1954), S.111ff. ; Wolfgang Fikentscher, Schuldrecht, 9. Aufl.1997, S.34-36.）もある。
- (9) 岡松参太郎「所謂『積極的債権侵害』ヲ論ス」法学新報16巻1-4号（1906）。なお、不完全履行論の学説史的展開については、田沼征「いわゆる積極的契約侵害論のわが国における展開〈1〉〈2〉—契約上の責任の構造を考察する手掛りとして—」中央大学大学院研究年報3号（1973）35頁以下同4号（1974）43頁以下、五十嵐清「不完全履行・積極的債権侵害」法学セミナー320号（1981）37頁以下、早川真一郎「不完全履行・積極的債権侵害」星野編『民法講座 第4巻 債権総論』（有斐閣、1985）49頁以下、平野裕之「完全性利益の侵害と契約責任論－請求権競合論及び不完全履行論をめぐって－」法律論叢60巻1号（1987）43頁以下に詳しい。
- (10) 我妻栄『新訂 債権総論』（岩波書店、1964）150頁以下。
- (11) 当時、完全性利益侵害（拡大損害）の特別処理を志向する見解も主張され（勝本正晃「不完全履行序論」『民法研究 第1巻』（巣松堂書店、1932、初出1929）175-185頁、石田文次郎『債権総論講義』（弘文堂書房、1936）225-228頁）、さらに、舟橋博士は、因果関係の面から論じられ、不履行の消極的態様である遅滞・不能とその積極的態様である不

- 完全履行は因果関係の起点を異にすることを指摘された（舟橋諄一「不完全履行について」『末川還暦・民事法の諸問題』（有斐閣、1953）69頁以下）。
- (12) 早川・前掲注(9) 57-58頁参照。
- (13) このような背景には、415条の規定の性質の他、当時の日本民法学がドイツ民法学の影響を受け始めていたという事情、また、岡松説の論述が簡潔で説得的であったことが指摘されている（早川・前掲注(9) 57頁）。
- (14) 平野・前掲注(9) 60-61頁、下村正明「不完全履行論には、どういう基本的論点が残されているか」椿編『講座・現代契約と現代債権の展望 第2巻』（日本評論社、1991）74頁。なお、このような状況から、わが国では不完全履行と積極的債権侵害の関係をめぐる用語上の混乱も生じた。
- (15) 川島武宜『債権総則講義 第一』（岩波書店、1949）126頁は、「不完全履行という概念は、債務不履行の概念の拡大・発達および損害のカテゴリーの拡大・発展の一つの現象形態として、そのかぎりにおいて承認されるべきである」とされた。
- (16) 川島武宜=平井宣雄「契約責任」加藤・野村・川島・平井『企業責任 経営法学全書18』（ダイヤモンド社、1968）265-268頁。
- (17) 我妻栄「ナチスの契約理論」『民法研究 I』（有斐閣、1966、初出1942）423頁以下、松坂佐一「積極的債権侵害の本質について」・「信頼関係としての債務関係」『債権者取消権の研究』（有斐閣、1962、初出1944・1953）217頁以下、279頁以下、林良平「積極的契約侵害論とその展開 ②」法学論叢65巻5号（1959）1頁以下同71巻2号（1962）1頁以下（同『近代法における物権と債権の交錯』（有斐閣、1990）所収）、北川・前掲注(2)『契約責任の研究』300頁以下。
- (18) 下村・前掲注(14) 74頁。
- (19) 詳細は、拙稿「不完全履行（積極的債権侵害）をめぐる契約義務論の展開」法学政治学論究13号（1992）1頁以下、同「完全性利益侵害をめぐる契約責任構造（2）」清和法学研究1巻2号（1995）29頁以下参照。
- (20) 早川・前掲注(9) 68-69頁、同「不完全履行、積極的債権侵害」法学教室76号（1987）24頁参照。
- (21) 後掲注(29) 参照。
- (22) 下村・前掲注(14) 74-75頁は、通説における遅滞・不能・不完全履行と415条の妥当範囲の同一視は、今日すでに確実に崩壊しつつある、とする。また、辰巳直彦「契約責任と債務不履行責任－三分体系批判－」『北川還暦・契約責任の現代的諸相（上巻）』（東京布井出版、1996）89頁は、415条は本旨不履行一般の中に遅滞と不能が例示的に取り込まれているという構造を有するとの理解から、一般的包括的債務不履行責任の発生要件として再認識する必要がある、とする。
- (23) 五十嵐・前掲注(9) 40頁、下村・前掲注(14) 75頁参照。

- (24) 例えば、平井宣雄『債権総論〔第2版〕』(弘文堂、1994) 45頁以下。
- (25) 例えば、林良平(安永正昭補訂)=石田喜久夫=高木多喜男『債権総論〔第3版〕』(青林書院、1996) 88-89頁は、債務者の責めに帰すべからざる履行不能のみが除外されるという構成が妥当ではあるが、判例・通説に定着した三分体系を変更することは混乱をきたすとされ、潮見佳男『債権総論』(信山社、1994) 177-178頁は、三分体系は契約規範の内容と侵害態様を認識するための整理概念としては有用であるとする。
- (26) 奥田・前掲注(5) 15-20頁、152頁以下、辰巳・前掲注(22) 20頁以下、前田達明『口述債権総論 第3版』(成文堂、1993) 120頁以下など。
- (27) 潮見・前掲注(25) 180-188頁、内田貴『民法III 債権総論・担保物権』(東京大学出版会、1996) 118-121頁、平野裕之『債権総論〔第2版補訂版〕』(信山社、1996) 193頁、207-21頁。なお、水本浩『債権総論』(有斐閣、1989) 44-45頁、近江幸治『民法講義IV〔債権総論〕』(成文堂、2000) 69頁以下は、給付義務レベルでの不完全履行としては、遅滞・不能が成立しない完全履行請求権(瑕疵修補や取替え)が救済方法となる場合のみが該当するとする。
- (28) 奥田・前掲注(5) 159頁以下。
- (29) 履行期前の履行拒絶、労働者に対する安全配慮義務、取引停止・出荷停止、競業避止義務違反、契約締結上の過失、契約上の不作為義務違反、特約違反など(北川善太郎「債務不履行の構造とシステム」下森編『安全配慮義務法理の形成と展開』(日本評論社、1988、初出1985) 280頁以下、同『債権総論(民法講要III)〔第2版〕』(有斐閣、1996) 87頁以下、奥田編『注釈民法(10)』(有斐閣、1987) 328頁以下(北川執筆)、星野英一『民法概論III(債権総論)』(良書普及会、1986) 47-49頁、船越隆司『債権総論-理論と実務の体系4』(尚学社、1999) 122-123頁、前田・前掲注(26) 119-124頁(契約締結上の過失や契約終了後の責任は415条の体裁には収まらないが、契約にかかわる義務の不履行として債務不履行で処理するべきであるとする))。なお、水本・前掲注(27) 40頁は、安全配慮義務(債権者の債務者に対する義務)や契約締結上の過失は不完全履行ではないとする。
- (30) 鈴木禄弥『債権法講義 3訂版』(創文社、1995) 262-263頁、303-305頁、657頁は、売主の債務不履行類型としては、遅滞と不能のみを考えれば足り、不完全履行概念を不要とするが、保護義務違反による拡大損害の発生(積極的債権侵害)は肯定される。また、手段債務(診療債務)については、遅滞・不能とはいえないあいまいな形の債務不履行が存するとして、これを不完全履行と解している。
- (31) 川島=平井・前掲注(16)、平井・前掲注(24)。
- (32) 川島=平井・前掲注(16) 269頁、下村・前掲注(14) 81頁以下、

- 吉田邦彦「債権の各種-『帰責事由』論の再検討-」星野編『民法講座 別巻2』(有斐閣、1990) 1頁以下、森田宏樹「結果債務・手段債務の区別の意義について-債務不履行における『帰責事由』-」『鈴木古稀・民事法学の新展開』(有斐閣、1993) 109頁以下、淡路剛久「民法ガイド債権総論」法学教室173号(1995) 113頁同174号(1995) 53-54頁。
- (33) 東京高判昭和48・4・26判時706号81頁(偽造商品の給付)、岐阜地裁大垣支判昭和48・12・27判時725号19頁(サルモネラ菌汚染の卵豆腐)、神戸地判昭和53・8・30判時917号128頁(遊戯用バドミントンラケットの瑕疵)、高松地判昭和55・11・28判時1015号109頁(ダイヤモンドカッターの瑕疵)、高知地判昭和59・5・15判時1140号128頁(養魚用ペンドロータリーポンプの瑕疵)、大阪地判昭和61・2・14判時1196号132頁(遊戯用アーチェリーの瑕疵)、神戸地判昭和61・9・3判時1238号118頁(建売住宅の地盤・基礎工事の瑕疵)、東京高判昭和61・9・25判時1211号52頁(ブタンガス消費設備の欠陥)、浦和地判平成1・8・30判タ721号195頁(中古乗用車の瑕疵)、東京地判平成2・2・23判時1364号45頁(暖房機スイッチの瑕疵)、横浜地判平成3・3・26判時1390号121頁(ペット(インコ)のオウム病感染)、鹿児島地判平成3・6・28判タ770号211頁(潜水用具の瑕疵)、岐阜地裁大垣支判平成3・3・17判時1448号155頁(家畜飼料の瑕疵)、東京高判平成6・2・24判タ859号203頁(新築マンションの欠陥)、横浜地判平成13・10・15判時1784号115頁(ペット(犬)のパルボウィルス罹患)など。
- (34) 前掲注(33)の岐阜地裁大垣支判昭和48・12・27(信義則上給付義務に付随する買主の生命・身体・財産上の法益を害しないよう配慮すべき義務違反)、神戸地判昭和53・8・30(安全配慮義務違反)、東京高判昭和61・9・25(保守管理義務違反)、横浜地判平成3・3・26(付隨義務違反)、岐阜地裁大垣支判平成4・3・17(付隨義務違反)の他、売主の告知義務違反事例が多い(大阪高判昭和58・7・19判時1099号59頁、東京地判平成6・9・21判時1438号198頁、東京地判平成11・3・25判時1676号71頁など)。
- (35) 抽稿「売買目的物の瑕疵により生じた拡大損害と契約責任-岐阜地裁大垣支部平成4年3月17日判決-」清和法学研究2卷2号(1996) 135頁以下、同「完全性利益侵害をめぐる契約責任構造(4・完)」清和法学研究3卷1号(1996) 51頁以下参照。
- (36) 前橋地裁高崎支判昭和47・5・2判時687号88頁(ガスレンジからの出火=用法説明義務違反)、高知地判昭和51・1・19判時819号83頁(肥料からの有毒ガスの発生=教示義務違反)、京都地判昭和56・12・14判タ470号154頁(プロパンガスの爆発事故=安全確保義務違反)、東京高判平成6・9・14判タ887号218頁(誤注文(灯油とガソリン)による出火=付隨義務違反)、なお拙稿「売主の付隨義務違

- 反と債務不履行責任－東京高裁平成6年9月14日判決－」
帶広畜産大学学術研究報告人文社会科学論集10巻4号
(2001) 139頁以下参照)。
- (37) 東京控民一判昭和10・7・31新聞3901号15頁(借地の排水設備の不備=修繕義務違反)、東京地判昭和56・3・26判時1013号47頁(建物の欠陥による漏水事故=修繕義務違反)、東京地判昭和61・7・28判タ624号186頁(借地擁壁の沈下・傾斜=修繕義務違反)、東京地判平成2・8・30判時1388号73頁(目的動産の欠陥)、大阪高判平成3・8・29判時1410号69頁(賃借建物の配水管の欠陥=使用収益義務違反)、東京地判平成10・9・30判時1673号111頁(他の賃借人の迷惑行為)。
- (38) 賃貸人の失火責任事例として、東京高判昭和49・12・4判時771号41頁(協力義務違反)、東京地判昭和51・4・15判時839号91頁(管理義務違反)、東京地判昭和52・3・30判時870号82頁(注意義務違反)、山形地裁米沢支判昭和54・2・28判タ381号55頁(注意義務違反)、最一小判平成3・10・17判時1404号74頁(給付義務違反?)。
- 賃借人の失火責任事例として、大阪地判昭和54・3・26判時941号72頁(保管義務違反)、大阪地判昭和54・7・20判タ394号121頁(管理義務違反)、東京地判平成3・7・25判時1422号106頁(善管注意義務違反)。なお、賃借人の返還義務の履行不能構成するものとして、東京高判昭和40・12・14判タ189号159頁、東京地判昭和47・12・20判時708号63頁、東京地判昭和48・9・25判時739号95頁。
- (39) 詳細は、拙稿「建物賃貸人・賃借人の失火と債務不履行責任」*清和法学研究*6巻1号(1999)157頁以下参照。
- (40) 横浜地判昭和50・5・23判タ327号236頁(建物新築工事の瑕疵)、大阪高判昭和53・3・30判時908号54頁(電解冷却装置製作の瑕疵)、大阪地判昭和57・5・27判タ477号154頁(建築物の瑕疵)、大阪地判昭和62・10・26判時1266号54頁(焼却場設計施工上の瑕疵)、大阪地判平成3・11・27判時1411号104頁(判例データベース作成義務の不完全)。
- (41) 東京地判昭和48・2・19判時713号83頁(雑誌発送業務におけるコンピューター用磁気テープの悪用=機密保持義務違反)、東京地判平成2・6・14判時1378号85頁(美容院内での事故=注意義務違反)。
- (42) 岡山地判昭和63・3・22判時1293号157頁、浦和地判平成1・1・19判時1318号99頁、東京高判平成6・10・5判時1513号115頁など。
- (43) 東京高判昭和55・8・26判時997号121頁(精神薄弱児施設内での死亡事故)、名古屋地判昭和55・9・1判タ430号130頁(病院内での事故)、名古屋地判昭和59・3・7判時1123号106頁(無許可保育所内での乳幼児の死亡事故)、福岡高判平成3・3・5判時1387号72頁(精神病院内での事故)、千葉地判平成5・12・22判時1516号105頁(無許可保育所内での乳幼児の死亡事故)、東京地裁八王子支判平成1・12・7判例地方自治188号73頁(保育園事故)など。
- (44) 大阪地判昭和42・9・26判タ214号228頁(モータープールに保管中の自動車の盗難)、東京地判昭和57・3・24判時1056号202頁(係船管理中の船内への浸水)など。
- (45) 雇傭契約上の安全配慮義務違反事例(最三小判昭和50・2・25民集29巻2号143頁、東京地判昭和53・7・27判時912号77頁など)、元請負人の安全配慮義務違反事例(大阪地判昭和56・5・25判タ449号153頁、福岡地裁小倉支判昭和57・9・14判時1066号126頁など)、学校事故事例(福岡地裁甘木支判昭和62・9・25判時1267号130頁、福岡地判昭和62・10・23判時1267号122頁、福岡高判平成1・2・27判時1320号104頁など)の他、施設利用契約や宿泊契約上の事故など(東京地判昭和63・2・1判時1261号28頁、富山地判平成6・10・6判時1544号104頁、東京地判平成7・9・27判時1564号34頁、東京地判平成8・9・27判時1601号149頁、東京地判平成8・10・29交通民集29巻5号1549頁など)多岐にわたる。
- (46) 建築士、税理士、司法書士、弁護士など(大阪地判昭和57・5・27判タ477号154頁、東京高判平成7・6・19判時1504号48頁、大阪地判平成9・9・26判時1639号79頁など)、多くの責任肯定事例がみられる。
- (47) 例えば、教育契約(大阪地判平成5・2・4判時1481号149頁、神戸地判平成5・3・29判時1498号106頁など)、旅行契約(東京地判平成5・12・15判時1511号89頁、東京高判平成7・6・19判時1540号48頁など)、興信所の誤った調査(東京高判昭和48・9・18判時719号44頁、名古屋地判平成7・1・30判タ884号186頁など)、新薬共同開発契約(東京高判平成3・11・28判タ774号107頁)、プラント建設ノウハウ提供・技術指導契約(東京地判平成8・9・27判時1611号84頁)、出版契約(福岡地判平成8・1・31判時1564号128頁)、労働者派遣契約(東京地判平成9・12・26判タ1011号178頁)に関する事例など多岐にわたる。
- (48) 前掲注(41)参照。
- (49) 林・前掲注(25)108-109頁、111-112頁、前田・前掲注(26)124頁以下、澤井裕『テキストブック債権総論〔補訂版〕』(有斐閣、1985)44-45頁など。なお、北川・前掲注(29)「債務不履行の構造とシステム」280頁以下は、給付義務の不完全履行(=給付結果の不完全)のみを履行遅滞・不能に対する第三類型とし(給付一元説)、拡大損害を給付義務から分離し、したがって、給付義務についての問題たる不完全履行とは別に、拡大損害が生じる事例を積極的債権侵害(安全保護義務違反)として区別して整理される(同旨、下森定「不完全履行論の新たな展開—契約責任再構成の視点から—」司法研修所論集90号(1994)25頁)。
- (50) 篠塚・好美編『講義債権総論』(青林書院新社、1981)65頁以下(浦川道太郎執筆)、白羽祐三『債権総論』(中央大学出版会、1987)47頁以下など。

- (51) このような理解は、ドイツにおいても一般的である（前掲注(8) 参照）。
- (52) 新田孝二「賃貸人、売主の瑕疵（とくに瑕疵結果損害に対する）担保責任」『法と政治の現代的課題－明治学院大学法学部二十周年論文集－』（1987）1頁以下、岡孝「不完全履行・積極的債権侵害－拡大損害を中心に－」安達監『債権法重要論点研究』（酒井書店、1988）1頁以下、拙稿「売主瑕疵担保責任と不完全履行（積極的債権侵害）」清和法学研究4卷1号（1997）53頁以下、同「請負人の瑕疵担保責任と不完全履行（積極的債権侵害）－瑕疵結果損害の責任構造を中心に－」『伊藤還暦・民法における「責任」の横断的考察』（第一法規出版、1997）417頁以下。
- (53) 詳細は、拙稿「完全性利益侵害をめぐる契約責任構造（3）」清和法学研究2卷1号（1995）127頁以下参照。
- (54) 奥田・前掲注(5) 165－166頁、松本恒雄「契約責任と安全配慮義務」Law School 27号（1980）23頁。
- (55) 拙稿・前掲注(19)「不完全履行（積極的債権侵害）をめぐる契約義務論の展開」1頁以下参照。
- (56) 拙稿「完全性利益侵害をめぐる契約責任構造（1）（2）（3）（4・完）」清和法学研究1卷1号（1994）39頁以下同1卷2号（1995）29頁以下同2卷1号（1995）127頁以下同3卷1号（1996）51頁以下、同「完全性利益侵害と契約責任構造」私法60号（1998）173頁以下、同「契約責任の構造と射程・覚書」清和法学研究5卷1号（1998）131頁以下など参照。
- (57) なお、違法性要件については、その必要が留置権・同時履行の抗弁権がないということであれば、あえて立てる必要はない、との見解がある（淡路・前掲(32) 法学教室173号（1995）109頁）。
- (58) 倉田監『要件事実の証明責任（債権総論）』（西神田編集室、1986）82頁（國井和郎執筆）参照。
- (59) 問題状況の詳細は、淡路・前掲注(32) 法学教室172号（1995）58頁以下同173号（1995）106頁以下、國井・前掲注(58) 81頁以下参照。
- (60) 履行不完全として問題となる義務違反と過失の前提たる注意義務との関係については、両者をほぼ同視する見解（林・前掲注(25) 110頁）や、保護義務違反を契約責任とみるときには帰責事由の挙証責任は加害者（債務者）に転換されるとの見解（澤井・前掲注(49) 55頁）もあり、一致した理解には至っていない。
- (61) 前掲注(32) 参照。
- (62) 結果債務・手段債務の区別については、結果債務とされるものも、結果の実現・不実現だけが決め手とならず、そこに至る債務者の行為態様が重要となるし、手段債務とされるものも給付結果の不実現を問題とせざるを得ない、との批判がある（北川・前掲注(29)『注釈民法(10)』399－400頁）。
- (63) 例えば、近江・前掲注(27) 72－74頁。
- (64) 以下の売主瑕疵担保責任論の状況については、拙稿・前

- 掲注(52)「売主瑕疵担保責任と不完全履行（積極的債権侵害）」参照。
- (65) 高木多喜男＝久保宏之『叢書民法総合判例研究 不完全履行と瑕疵担保責任（新版）』（一粒社、1998）108頁、潮見佳男「売買目的物における物的瑕疵の帰責構造（三・完）」民商法雑誌108卷3号（1993）64－66頁（同『契約責任の体系』（有斐閣、2000）所収）。
- (66) 大阪高判昭和35・8・9高民集13卷5号513頁、横浜地判昭和50・12・23判タ336号294頁。なお、売買代金を限度とする修補費用相当額を認定したものもある（千葉地判平成6・8・25判時1543号149頁）。
- (67) 福岡地裁久留米支判昭和45・3・16判時612号76頁。なお、横浜地判昭和60・2・27判タ554号238頁。
- (68) 最判の評釈として、潮見佳男「判例評釈」みんけん539号（2002）12頁以下、森田宏樹「判例評釈」ジュリスト1224号（2002）82頁以下、曾野裕夫「判例評釈」法学教室262号（2002）144頁以下など。
- なお、不完全履行の効果たる損害賠償請求権、完全履行請求権、契約解除権の行使期間について、消滅時効を適用すると不公平な結果が生じるとして、瑕疵担保責任の規定を類推適用する説（大判大正14・3・13民集4卷217頁など）、信義則により調整を図る見解（我妻・前掲注(10) 155頁、松坂佐一『民法提要 債権総論（第4版）』（有斐閣、1982）86頁など）がある。
- (69) 以下の議論の詳細については、拙稿・前掲注(52)「請負人の瑕疵担保責任と不完全履行（積極的債権侵害）－瑕疵結果損害の責任構造を中心に－」参照。
- なお、一般法理の特則として説かれるのは、修補義務の限定（634条1項但書）、解除制限（635条但書）、除斥期間の存在（637条以下）である。
- (70) 東京地判平成4・12・21判時1485号41頁。
- (71) 東京地判昭和47・2・29判時676号44頁、札幌地裁小樽支判昭和52・3・23判時874号79頁、東京地判平成3・9・17判時1430号100頁、東京地判平成5・1・28判時1473号80頁。
- (72) 前掲注(54) 参照。
- (73) 前掲注(30) 参照。
- (74) 松本恒男「サービス契約の法理と課題」法学教室181号（1995）65頁以下、浦川道太郎「サービス契約における消費者被害の救済－不完全なサービス提供と役務提供者責任－」『岩波講座 現代の法13』（1997）217頁以下など。
- (75) 役務提供型契約における責任論を展開するものとして、松本・前掲注(74)、同「サービス契約」別冊NBL51号（1998）202頁以下、河上正二「商品のサービス化と役務の欠陥・瑕疵（上）（下）」NBL593号（1996）6頁以下同595号（1996）16頁以下、長尾治助「サービスの欠陥と提供業者の契約責任－消費者契約を中心として－」『星野古稀・

- 日本民法学の形成と課題 下』(1996) 767頁以下、潮見佳男『『なす債務』の不履行と契約責任の体系』『北川還暦・契約責任の現代的諸相（上巻）』(東京布井出版、1996) 35頁以下（同『契約責任の体系』(有斐閣、2000) 所収）、など。
- (76) 専門家責任については、川井編『専門家の責任』(日本評論社、1993)、山川・根田編『専門家責任の理論と実際』(新日本法規、1994)、専門家責任研究会編『専門家の民事責任』別冊NBL 28号 (1994)、「シンポジウム 専門家の民事責任」私法57号 (1995)、「特集『専門家の責任』法理の課題と展望」法律時報67巻2号 (1995) 6頁以下など。
- (77) 消費者保護の見地からこの点に言及するものとして、浦川・前掲注(74)、長尾・前掲注(75)、同「サービス契約と真実開示の原則」立命館法学221号 (1992) 1頁以下、岡孝「情報商品の取引と消費者保護」『ジュリスト増刊 高度情報社会の法律問題』(有斐閣、1994) 218頁以下、金子勲「消費者取引の多様化と法律上の課題」法律のひろば37巻9号 (1984) 4頁以下、木元錦哉「継続的役務取引の規制」『ジュリスト』1034号 (1993) 29頁以下など。
- (78) 下森・前掲注(49) 12頁以下、同「日本法における『専門家の契約責任』」前掲注(76)『専門家の責任』29頁以下は、請負と委任の不完全履行・瑕疵担保責任概念を通して専門家責任論を展開する。
- (79) 前掲注(29) 参照。
- (80) 例えば、平井・前掲注(24) 45頁以下は、前述したように、「債務ノ本旨」に従わざる履行の内容を具体的に明確にすることが重要であるとして、債務不履行の三分類を否定する（一元的構成）。しかし、「債務ノ本旨」を契約・法規の解釈から引渡債務と行為債務（引渡以外の作為・不作為）に分類するが、引渡債務については履行不能と履行遅滞が、その他の不履行については行為債務について問題となることが多いとするに留まり、債務不履行の判断基準については今後の課題を残している。
- なお、結果債務・手段債務論は、債務不履行の判断に際し「不履行」と「帰責事由」という二元論的構成をとってきた通説・判例の再検討を要するものであり、未だ不明確な点が多い（前掲注(62) 参照）。
- (81) 不完全履行も履行が完全になされていないという意味では一種の履行遅滞といえるが、債務の履行が不完全であるという評価が必要となるから（特に為す債務について問題となる）、履行遅滞とは別に扱ってよいのではなかろうか。
- (82) 「義務違反」を給付障害の基本概念とするドイツ新債務法については、前掲注(3) 参照。
- (83) 一応の契約義務論の到達点については、拙稿・前掲注(19)「不完全履行（積極的債権侵害）をめぐる契約義務論の展開」参照。
- (84) 債務不履行責任判断の構成をめぐる理論動向の詳細は、平野裕之「契約上の『債務の不履行』と『帰責事由』」『椿古稀・現代取引法の基礎的課題』(有斐閣、1999) 489頁以下参照。
- (85) 辰巳・前掲注(22) 21頁以下、國井・前掲注(58) 107–110頁参照。
- (86) 私見の詳細は、前掲注(62)「売主瑕疵担保責任と不完全履行（積極的債権侵害）」参照。なお、不特定物売買について、契約責任説では、1年という期間制限以外は債務不履行および解除の一般規定により規律されることになる。法定責任説も同様に解され、ただ瑕疵担保の期間制限の適用がない点で差異があるが、信義則などによりこれを認めるときには契約責任説との差はなくなる。さらに、買主による受領または買主が瑕疵があつても履行として認めたこと（履行認容）を要件に、担保責任規定を不特定物売買にも適用させる見解がある。そこで、原則的には、契約で定めた種類・品質の無瑕疵物を調達・給付すべき不特定物売買を特定物売買と同じ規定に服せしめる必要はないと考えるが、買主が任意に瑕疵担保責任を追及する場合にはそれを否定する必要もなく、結局は、買主による履行認容を要件に（このとき売主は瑕疵ある物を引き渡したが債務不履行はなくなり、特定物と同じ状況になるといえまいか）瑕疵担保責任規定の適用を認めてよいのではなかろうか。
- (87) 我妻栄『債権各論 中巻二』(岩波書店、1963) 638–639頁、下森定「瑕疵担保責任と不完全履行」安達監『債権法重要論点研究』(酒井書店、1988) 144–145頁など。
- (88) 私見の詳細は、前掲注(62)「請負人の瑕疵担保責任と不完全履行（積極的債権侵害）－瑕疵結果損害の責任構造を中心にして」参照。
- (89) このような方向から為す債務の不完全履行を検討するものとして、下森・前掲注(49)、(78) 参照。また、種々の為す債務の不履行と契約責任論の状況を検討するものとして、潮見・前掲注(75) 参照。

学生の授業評価を規定するものはなにか —平成13年度後期・学生による授業評価の分析^{注1}—

渡 邊 芳 之

Determinants of Student's Evaluation of Classes in Obihiro University

Yoshiyuki WATANABE

(帯広畜産大学心理学研究室・学部教育センター授業改善支援室)

(受理: 2002年10月31日)

問 領

帯広畜産大学では何度かの試験的実施を経て、平成13年度後期より「学生による授業評価」を定期的に実施することになった。授業評価の結果は担当教員にフィードバックされ、個別の授業改善のための資料となるとともに、平成14年度に設置された学部教育センター・授業改善支援室の授業改善活動の資料として利用される。授業評価結果の有効な利用のためには、評価結果を詳細に分析してその情報を最大限に利用すると同時に、そうした分析結果を参考に、授業評価の実施方法の改善、見直しを進めていくことが必要である。

本論文では、平成13年度後期に行われた学生による授業評価^{注2}の全般的な結果を概観するとともに、評価項目間の関係、授業形態や担当者の特性と授業評価との関係などを分析することで、学生の授業評価や授業への満足度を規定する要因や、評価用紙や評価項目の妥当性について検討する。

方 法

1 対象

平成13年度後期に開講された全授業科目のうち、評価の実施が可能だった計135科目の受講学生。なお、「医学情報演習Ⅱ～Ⅳ」「口頭発表・討論」「卒業論文」については、担当教員ごとに別個の授業として扱ったため、集計された科目数の合計は209科目となる。

2 評価項目と回答方法

授業評価用紙はマークシート方式を用い、以下の質問項目を配置した。

- 1) 受講学生の所属学科、学年、性別を尋ねる項目。
- 2) その授業へのおよその出席回数を尋ねる項目。

「この科目の授業に出席するのは何回目くらいですか.」、1から15までの回数を回答。

- 3) 授業のさまざまな側面についての評価を求める項目、計14項目(項目の詳細については表2を参照)、「あてはまる」から「あてはまらない」までの5件法で回答。
- 4) 授業への全体的満足度を10段階の評価で尋ねる項目。「この授業を10段階で評価して下さい.」、10件法で回答。
- 5) 自由記述欄。「その他、この授業に関する意見、感想、要望等があれば以下に自由に記入して下さい.」

3 評価の実施方法と結果の通知方法

評価用紙は対象となった授業時間内に担当教員によって配付され、授業時間内、または授業終了後に担当教員によって回収された。調査終了後、回収された評価用紙をもとに授業ごとの評価結果を集計し、担当教員に配付するとともに、自由記述回答の内容についても希望者にコピーで通知した。

4 評価の実施時期

授業評価の配布と回収は、平成14年2月1日～2月28日の間に実施された。

結 果

回収された授業評価データでは学生1人が複数の評価を行っているので、繰り返しのあるケースとなるが、学生ごとの反復は特定できないので、授業評価用紙1枚を1ケースとみなして分析した。また、この調査は方法としては全数調査であり、サンプリングは行っていないし母集団の推定も必要ない。したがって統計的検定などの推定手続きは不要であり厳密には不適切であるが、統計的表現に慣れた読者に、見出された傾向や差の大きさをわかりやすく示すために、必要に応じて統計的検定などを記述的表現として用いる。

また、自由記述項目については、客観的な集計のための作業ができていないため、分析から省いた。

1 対象者の特性

回収された授業評価用紙は合計5,879シートであった。平成14年5月現在の学部在籍学生数は1,208名であったのでは³、平均して学生ひとり4.9科目の評価を行ったことになる。

そのうち、学科、学年、性別が記入されていたケースについて、カテゴリーごとのケース数を集計したのが表1である。

2 授業への出席回数

授業への出席回数の平均は13.15回（SD 2.22）であった。出席回数の欠測値（その項目に回答しなかったケース数）は708ケースにおよび、この項目が学生にとってかなり回答しにくかったことを示す。学科、学年、性別と出席回数との関係をみると、学科、性別による違いはなかったが、学年による違いはみられ ($F[5, 5079] = 22.56, p < .01$)、学年が上がるに従って出席回数が少なくなる傾向があった。

3 授業評価項目

授業評価の14項目については、評価用紙上では項目と授業との適合度が高いほど評価点が低くなるように設定されていたが、集計結果が直感的に理解しやすいように、適合度が高いほど高得点（5点満点）になるように換算して集計した。

授業評価項目の内容と、項目ごとの平均値、標準偏差、

ケース数と欠測値を表2に示す。項目1, 6, 7, 8, 14に欠測値が多く、これらの項目で学生が比較的答えにくかったことがわかる。

4 授業への満足度

授業への全体的な満足度を10点満点の評価で尋ねた項目（以下、「満足度項目」とする）の平均値は7.34（SD 1.93）であった。欠測値は50ケースと比較的少なく、学生にとってこの項目に答えることには大きな困難はなかったと思われる。

授業への満足度と学生の所属学科、学年、性別との関係を表3に示す。所属学科、学年、性別のすべてで統計的に有意な差が見られた。まず所属学科については、畜産環境科学科と生物資源科学科に所属する学生は、他の学科に比べて授業への満足度がやや高い傾向があった。学年については、6年生がもっとも満足度が高く、他の学年ではおおよそ学年進行に従って満足度が上昇する傾向が見られた。性別については、男子よりも女子で満足度がやや高くなる傾向があった。

5 出席回数と授業評価・満足度との関係

出席回数と授業評価、満足度との関係を確かめるために、出席回数と授業評価の14項目、満足度項目との相関係数を計算した。出席回数と満足度項目との相関は $r=0.03$ であり、出席回数と授業への満足度には関係がないことがわかった。また、出席回数と授業評価14項目と

表1 学科、学年、性別ごとの回収シート数

	1年		2年		3年		4年		5年		6年		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
獣医学科	199	184	186	88	157	112	140	94	83	38	17	4	1302
畜産管理学科	202	79	343	214	191	130	115	40	0	0	0	0	1314
畜産環境科学科	167	238	299	596	207	394	149	58	0	0	0	0	2108
生物資源科学科	144	105	212	222	123	156	40	35	0	0	7	1	1045
合計	712	606	1040	1120	678	792	444	227	83	38	24	5	5769

注：学生による誤記と思われるものもそのまま集計している

表2 授業評価項目の基本統計

番号	項目	平均（5が最高）	標準偏差	例数	欠測数
1	この授業はシラバスにそって進んでいた	4.03	0.95	5838	91
2	この授業の目標や目的は明確だった	4.04	1.00	5884	45
3	この授業の難易度は自分に合っていた	3.53	1.14	5886	43
4	この授業の内容はよく整理されていた	3.69	1.13	5872	57
5	この授業の内容に興味や面白みを感じた	3.68	1.20	5889	40
6	この授業はテキストを有効に使っていた	3.41	1.28	5792	137
7	この授業は配布資料やスライド等を有効に使っていた	3.73	1.19	5857	72
8	この授業の課題・宿題などの負担は適切だった	3.52	1.08	5845	84
9	教員は学生にわかりやすく説明してくれた	3.73	1.14	5885	44
10	教員の声や話し方は聞きやすかった	3.81	1.15	5885	44
11	教員の板書は読みやすかった	3.33	1.18	5870	59
12	教員は授業の準備を十分にしていた	4.02	0.96	5886	43
13	教員は授業に熱意を持っていた	3.99	0.99	5890	39
14	教員の授業態度には好感が持てた	3.93	1.05	5799	130

の相関も $r=.00$ から $r=.07$ の間に分布し、出席回数と授業評価との間にも関係はなかった。

のことから、出席回数の多い学生（熱心に授業に取り組んだ学生）ほど授業評価が高くなったり、満足度が高まつたりする傾向はないこと、出席回数の多い学生も少ない学生も、同じ授業に対しては同じような評価をしていることが示唆された。しかし、出席回数の分散は比較的小さかったため、ここで示された相関係数の解釈は慎重であるべきだろう。

表3 評価点の基本統計：全体、学科別、学年別、性別

	平均	標準偏差	例数	分散分析の結果
全体	7.34	1.93	5879	
学科別	平均値	標準偏差	例数	
獣医学科	7.25	2.13	1300	
畜産管理学科	7.17	1.95	1297	
畜産環境科学科	7.42	1.86	2094	
生物資源科学科	7.51	1.75	1035	$F(3, 5716)=7.76, p<.01$
学年別	平均値	標準偏差	例数	
1年	6.93	2.14	1310	
2年	7.17	1.87	2137	
3年	7.71	1.66	1462	
4年	7.92	1.74	669	
5年	6.90	2.73	120	
6年	8.82	1.66	28	$F(5, 5716)=45.29, p<.01$
性別	平均値	標準偏差	例数	
男子	7.27	2.01	2958	
女子	7.42	1.83	2768	$F(1, 5716)=7.92, p<.01$

6 授業評価と満足度との関係

授業評価のどのような側面が、授業への全体的満足度に大きく影響するのかを調べるために、授業評価14項目と満足度項目との間の相関を分析した。その結果、授業評価14項目すべてが満足度と有意な相関を示した。したがって、授業評価14項目はいずれも学生の授業への満足度と関係のある側面を測定していると考えられる。しかし、項目13（教員は授業に熱意を持っていた）、項目14（教員の授業態度は好感を持てた）の2項目は他の項目と比較して満足度項目と著しく高い相関を示しており（それぞれ $r=.56$ $r=.71$ ），この2項目は授業内容の評価

というよりむしろ満足度を別の言葉で言い換えているに過ぎない可能性が示唆された。

授業内容に対する評価と授業への全体的満足度との関係をより詳細に分析するために、授業評価項目から先の2項目（13, 14）を除いた12項目を独立変数に、満足度項目を従属変数にした重回帰分析を行った。重回帰分析の結果（表4）から、授業への全体的な満足度はその授業が興味や面白みを感じさせるものであったか、教員が学生にわかりやすく説明したか、授業の目標や目的が明確だったか、板書が読みやすかったか、などの側面には大きく影響されるが、シラバスにそって進んでいたか、テキストを有効に使っていたかなどの側面にはあまり影響されないことがわかる。

7 授業の規模と授業評価・満足度との関係

次に、各授業の形態、担当者の特性などと授業評価・満足度との関係を検討するために、各授業科目を1ケースとし、それぞれの授業形態や授業担当者の職位、評価用紙の回収数、授業評価項目と満足度の平均点などを変数とした新しいデータで分析を行った。元のデータで分析すると受講人数の多い授業科目が持つ傾向の影響が不要に大きくなってしまうからである。

まず、授業の規模（受講人数）と授業評価、満足度との関係を検討した。授業の規模の指標としては授業評価用紙の回収数を用い、それと授業評価項目、満足度項目との相関を分析した。その結果、授業評価ではいくつかの項目で弱いが統計的に有意な負の相関が見られた。具体的には、「興味や面白みを感じた」（ $r=-.33$ ）、「声や話し方は聞きやすかった」（ $r=-.26$ ）、「目標や目的は明確だった」（ $r=-.23$ ）などである。また、授業の規模と満足度の間にも弱いが有意な負の相関（ $r=-.29$ ）が見られた。

のことから、授業の規模が大きくなるほど学生の満足度はやや低下し、とくに授業への興味や面白みが低下し、教員の声が聞き取りにくくなり、授業の目標や目的

表4 満足度項目を従属変数とした重回帰分析（標準回帰係数の大きい順）

項目番号	評価項目	回帰係数	標準回帰係数	t値	
5	この授業の内容に興味や面白みを感じた	0.34	0.21	18.38	<.01
9	教員は学生にわかりやすく説明してくれた	0.33	0.19	12.85	<.01
2	この授業の目標や目的は明確だった	0.25	0.13	10.94	<.01
11	教員の板書は読みやすかった	0.17	0.10	9.29	<.01
10	教員の声や話し方は聞きやすかった	0.17	0.10	7.51	<.01
4	この授業の内容はよく整理されていた	0.17	0.10	6.99	<.01
8	この授業の課題・宿題などの負担は適切だった	0.12	0.07	6.87	<.01
12	教員は授業の準備を十分にしていた	0.13	0.06	5.51	<.01
3	この授業の難易度は自分に合っていた	0.08	0.05	4.49	<.01
7	この授業は配布資料やスライド等を有効に使っていた	0.04	0.03	2.71	<.01
6	この授業はテキストを有効に使っていた	-0.01	-0.01	-0.81	N.S.
1	この授業はシラバスにそって進んでいた	-0.04	-0.02	-1.68	N.S.
切片		0.79	0.79	8.67	<.01
$n = 5604, r = 0.77, r^2 = 0.61$					

も不明確になる傾向があることがわかる。しかし、相関係数は全体に小さいことから、そうした傾向はそれほど大きなものではないともいえる。なお、次項でふれる授業形態の影響と授業規模の影響が独立でない可能性があったので、授業形態別に授業規模と授業評価、満足度との関係を分析してみたが、上記とおよそ同じ傾向が「講義」および「実習」で確認された。

8 授業の形態と授業評価・満足度との関係

授業の形態が「講義」であるか「実習」であるか「ゼミ」であるかの違いと、授業評価、満足度との関係を検討した。その結果、全体に「講義」よりも「実習」、「実習」よりも「ゼミ」で、学生の授業評価も、満足度も高くなる傾向が見られた。

授業評価項目では「目標や目的は明確だった」、「興味や面白みを感じた」「声や話し方は聞きやすかった」の3項目で、「ゼミ>実習>講義」という統計的に有意な傾向が確認された。なお「シラバスにそって進んでいた」では「実習>講義>ゼミ」という傾向が有意だった。授業の形態による満足度の違いを表5に示す。ここでも、学生の満足度は「ゼミ」が最も高く、「実習」がそれに続き、「講義」が最も低い。

9 授業の分担と授業評価・満足度との関係

授業が1人の教員によって行われているか、複数の教員によって分担されているかの違いと、授業評価、満足度との関係を検討した。授業の分担状況については、履修要覧のシラバス^{注4}を指標とした。なお、一部の科目では助手が授業を分担しているがシラバスに明記されていない場合がある。

分析の結果、全体でも、授業形態ごとの分析でも、授業の分担状況と授業評価、満足度との間に統計的に有意な関係は見出されなかった。ただし、「講義」では複数

教員の分担による授業の満足度がやや低い傾向が、「実習」では逆に複数教員分担の方が満足度がやや高い傾向が見られた。

10 授業担当者の職位と満足度との関係

授業担当者が教授であるか、助教授・講師であるかと、授業全体への満足度との関係を検討した。授業担当者の職位の指標としては科目責任者の職位を用いたが、一部の授業では科目責任者と実際の授業担当者が異なる場合がある。

授業担当者の職位と満足度との関係を表6に示す。授業科目全体では教授よりも助教授・講師が担当した科目の方で満足度が高いが、この傾向は統計的に有意ではない。しかし、授業形態別に分析して、満足度の最も高い「ゼミ」をほとんど教授が担当していることの影響を排除すると、「講義」では教授よりも助教授・講師の担当する授業科目において学生の満足度が高くなる傾向がはっきりと見て取れる。

ただし、助教授・講師担当の授業に比べて、教授担当の授業では満足度の標準偏差が大きく、どの授業形態でも標準偏差の範囲内で助教授・講師の平均を超える。教授担当の授業では、授業ごとの満足度のばらつきが大きいことがわかる。

11 学生による授業評価の信頼性の検討

学生による授業評価が、実際の授業のあり方や授業方法などをきちんと反映しているならば、同じ担当者による同じ授業科目について繰り返し評価を行った場合に、その評価は相互に一致するはずであり、これが確認されることは、学生による授業評価の信頼性のひとつの指標となるだろう。

そこで、平成10年（1998年）後期に試験的に実施された「授業アンケート」の結果を入手し、それと今回の評

表5 授業形態による満足度の差

	授業形態	平均値	標準偏差	例数	分散分析
	講義	7.38	1.04	103	
	実習	7.87	0.97	32	
	ゼミ	8.08	1.22	74	$F(2, 206)=9.02, p<.01$

授業担当者の職位	全体		
	平均値	標準偏差	例数
教授	7.64	1.19	169
助教授・講師	7.95	0.86	40
分散分析			$F(1, 207)=2.48, N.S.$

表6 授業担当者（科目責任者）の職位による満足度の差

授業担当者の職位	講義			実習			ゼミ		
	平均値	標準偏差	例数	平均値	標準偏差	例数	平均値	標準偏差	例数
教授	7.21	1.05	74	7.75	1.06	23	8.05	1.23	72
助教授・講師	7.82	0.89	29	8.17	0.62	9	8.96	1.00	2
分散分析			$F(1, 101)=7.68, p<.01$	$F(1, 30)=1.23, N.S.$			$F(1, 72)=1.07, N.S.$		

価結果を比較することにした^{注5}。ふたつの結果に共通して記載されている授業科目は合計で38科目、そのうち11科目では4年間に担当者が交代しているが、残りの27科目では担当者も同じである。

平成10年アンケートの「授業を100点満点で採点する」項目と、本授業評価の満足度項目との相関係数を算出したところ、全体で $r=.40$ の相関($p<.05$)があった。より細かく見ると、授業担当者が交代している科目だけでは相関係数は $r=-.32(N.S.)$ とむしろ弱い負の相関であったのに対し、担当者も同じ科目では $r=.71(p<.01)$ という強い正の相関が見られた。このことは、学生による授業評価は授業科目、担当者の双方をきちんと一貫して判別しているという点で、信頼性があることを示唆している。

考 察

分析の結果を概観すると、学生の評価や満足度が高い授業の平均像は、「講義よりも実習やゼミであり、受講者数は比較的少人数で、教授よりも助教授・講師によって担当されており、授業内容は興味や面白みを感じさせるもので、説明が分かりやすく、目標や目的がはっきりしていて、板書が読みやすい授業」ということができる。このことは、学生の満足度を向上させる授業構成を行う時には、できるだけ少人数の授業とし、実習やゼミで一般的に見られるような教員と学生の相互作用ができるだけ多くするとともに、学生に興味や面白みを感じさせるような授業内容、わかりやすい説明、授業の目標や目的の明確な提示、読みやすい板書などに努力する必要があることを示す。

授業形態などの面で学生の低い授業評価、満足度につながっている要因については、カリキュラムや大学全体の教育方法の改善が必要となる。しかし、こうした条件からすれば不利である比較的大人数の講義で、担当者が教授でありながら高い授業評価、満足度を達成している授業がいくつもある一方で、少人数の実習・ゼミなど比較的「有利」な条件の中で低い授業評価、満足度に留まっている例もあり、学生の授業評価や満足度が教員の授業技術や努力によって大きく左右されることもまた確かである。

ある。

いっぽう、学生による授業評価の信頼性・妥当性という面では、学生による評価に示されたさまざまな傾向や関係性は、常識的に理解可能、納得できるものであり、学生による授業評価という方法には大学の授業を評価するという目的においてある程度の妥当性があることが示唆された。また、同一担当者の同一授業に対する評価が、4年を隔てた別の学生群の間で一致していたことから、学生による授業評価が一定の信頼性を持つことも確認された。

評価方法の面では、学生による授業評価という目的において「出席回数を尋ねる」ことには特段の意義はないこと、授業評価の14項目の中に学生の授業内容や方法への評価を正確に把握するという面で不適切な項目がいくつか含まれることなどがわかった。この結果を参考に授業評価用紙の改訂を行うなど、さらなる評価方法の改善を目指したい。

しかし、学生による授業評価は、大学の授業を評価し、改善への指針を探るためのさまざまな指標のうちのひとつに過ぎず、授業評価をそれだけに頼ることは、授業の良し悪しを考える上で重要な変数を見逃すことにもなりかねない。今後は教員同士の相互参観と相互評価、具体的な教育効果の評価など、より広範な側面からの授業評価法についても検討していく必要があるだろう。

注

- 注1 この研究の実施にあたっては帯広畜産大学後援会の研究助成を受けた。
- 注2 この研究で分析した平成13年度後期の「学生による授業評価」は、帯広畜産大学教育研究等機能開発室(FD室)を主体として実施された。
- 注3 「平成13年度帯広畜産大学概要」、2001年6月、帯広畜産大学総務課
- 注4 「畜産学部履修要覧・平成13年度」、2001年4月、帯広畜産大学
- 注5 平成10年当時の授業評価の実施に携わった関川三男助教授の協力を得た。

アジア農村の相互扶助慣行の変容に関する理論的分析

—スリランカの水利慣行の事例—

耕 野 拓 一¹, H.M.ソーマラトナ²

Theoretical Analysis of Transformation of Bethma Custom
in Sri Lankan Traditional Village

Hiroichi KONO¹, H.M.SOMARATHNA²

(受理: 2002年10月31日)

摘要

スリランカの農村には、乾季の水不足に溜池に残された水で耕作できる水田を農民間で分配するベトマと呼ばれる水利慣行がある。この慣行は農村における急速な人口増加により変容しつつある。さらに1990年以降、スリランカの農村では地下水を利用する灌漑技術が急速に普及している。こうした地下水灌漑の普及はベトマにみられる農村の相互扶助慣行の変容を加速化させることを、理論的に明らかにした。

キーワード:スリランカ, ベトマ, 変容, 溜池, 灌漑

Abstract

Bethma is a traditional water management custom in Sri Lanka. It is implemented when a village water supply is insufficient to irrigate all of its farmland. The implementation of bethma in rural village has been declined recently in Sri Lanka. Ownership of a private pump and agro-well made it possible to cultivate high profitable crops in dry season. It lowers the incentive of farmers to cooperate under bethma. The diffusion of pump and agro-wells and increasing opportunity to get non-agricultural income have raised the opportunity cost to join bethma and decreased the rent of bethma, which accelerates the transformation of bethma.

Key words: Sri Lanka, Transformation, Bethma, Tank, Irrigation

1. Introduction

A traditional tank irrigation system has been existed in Sri Lanka for hundreds of years (Mahendarajah and Warr 1991). Such tanks can be considered as common property resources (CPRs) because every farmer in a community has access to water from the tank if he has land within the tank irri-

gation system (non-excludability) and the amount of available water will decrease if others overuse the tank (rivalry). Bethma is a traditional water management custom in Sri Lanka. It is implemented when a village water supply is insufficient to irrigate all of its farmland. The available water in the tank is divided among the farmers under this custom. Kono and Somarathna (2000) find that

¹ Food and Resource Economics Unit, Obihiro University of Agriculture and Veterinary Medicine, Obihiro, Hokkaido, 080-8555 Japan

² Department of Agricultural Economics, Peradeniya University, Peradeniya, Sri Lanka

1 帯広畜産大学畜産科学科環境総合科学講座食糧環境経済学分野 〒080-8555 北海道帯広市稲田町

2 ペラデニア大学農学部農業経済学科, ペラデニア, スリランカ

bethma has recently been transformed due to the rapid diffusion of groundwater irrigation. A subsequent field survey has indicated that population growth in rural villages is also a cause of the bethma transformation. That is, the expansion of cultivated areas during the wet season due to the population growth in rural villages has increased the amount of water use in tanks. We hypothesize that this decreases the amount of water in the tank during the dry season, which has caused difficulties in implementing the bethma custom. This report attempts to test this hypothesis from field survey data and identify the process of bethma transformation theoretically.

2. Research Method

Sri Lanka has two significantly different climatic zones. The dry zone accounts for about two thirds of the total land area and the remainder consists of a wet zone. There are two cultivation seasons in Sri Lanka, one is the *Maha* (wet) season from October to March and the other is the *Yala* (dry) season from April to September. In the wet season, there is a lot of rain in both zones. But in dry season, there is almost no rain in the dry zone, whereas much rain in the wet zone.

In order to collect information on bethma, we conducted extensive survey in the Anuradhapura district, which consists of many traditional villages. The district is separated into 17 divisional secretary areas. Considering available time and other resources, we selected the two divisional secretary areas of Ipalogama and Kekirwa, which are located 25 km south and 40 km southeast of Anuradhapura city respectively. We randomly selected 30 traditional villages from lists provided by respective divisional secretariat offices. Furthermore, we randomly selected eight farmers from lists provided by the village leaders of the selected villages. Historical statistics about bethma, cultivation areas and population at the village level are not available in Sri Lanka. We collected this information from key informants such as elderly villagers and officials of farmers' organizations in each village through a structured questionnaire. Because of data inconsistency and unreliability, we focused on 44 sample villages in analysis. Our field survey

was conducted between mid April and the end of September 2001.

3. Transformation of the bethma; traditional water management custom

An elected village-level body known as a Farm Organization (FO) in traditional minor tank irrigation system administers water released from a tank. The FO also plays the leading role in steering village cultivation programs by convening pre-season meetings. Land below the tank is divided into Puranawela (PW) and Akkarawela (AW) types of land (Figure 1). PW is located near the tank whereas AW is located around PW and was developed after PW development.

Paddy has been the sole crop cultivated in AW and PW area in both seasons. However, diffusion of water pumps and agro-wells has created some distinct changes in cropping patterns in many traditional villages in the dry zone. Farmers who used to cultivate paddy in dry season has started to cultivate other field crops (OFCs) such as chili and onion using agro-wells as these crops generate higher income than paddy. This was accelerated by the introduction of government policy on crop diversification in paddy fields in late 1980s. Moreover the government launched a subsidy program for agro-wells in 1985. As a result, many farmers construct their own agro-well and pumps for irrigation.

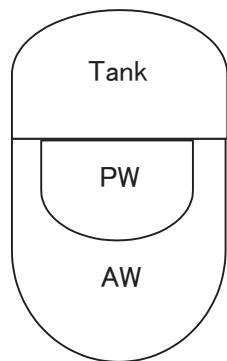


Figure 1 Layout of Land Use under Traditional Tank Irrigation System in Sri Lanka

Diffusing agro-well is normally located in AW, not in PW. One reason is soil condition. PW area is good for paddy, but not good for OFCs. All PW is generally cultivated during the wet season, but in the dry season only one third to half of PW can be cultivated using the water available in the tank. However, water shortages during the dry season render AW impossible to cultivate and occasionally

the entire PW area cannot be irrigated. Bethma is a traditional institutional arrangement that shares the cultivable PW area due to available tank water among farmers during the dry season. The FO, who selects the cultivable PW and abandons all the remaining land in the command area, determines all decisions regarding bethma. The selected PW is now divided equally among the farmers or proportionately according to the holding area of each farmer (Ijsbrand 1989). The PW holding area per farm has been decreasing since such land is inherited by children upon the death of parents and subdivided into small parcels. In contrast the AW holding area is larger than that of PW. The cultivable crop of bethma areas is normally restricted to paddy. Interpersonal conflicts that could potentially arise under a drought during the dry season are avoided by the bethma custom.

If the amount of water in the tank is sufficient to cultivate all the PW, it is not necessary to implement bethma. If the tanks are empty, bethma is impossible. Some villages apply bethma every year whereas others do so only once every three or four years depending on climatic conditions. The survey data indicated that 15 (34%) villages implemented bethma over the past 12 years (1990～2001). Eleven (25%) villages implemented bethma over the past 7 years (1995～2001). All 44 villages we surveyed have implemented bethma at least once over the past 40 years. It is reasonable to suppose that the implementation of bethma has declined recently.

Table 1 shows changes in cultivation areas and in the number of farms over the past 40 years according to the interviewed elderly farmers. The cultivation area of AW during the wet season over

the past 40 years has increased in 28 villages and remained unchanged 16 villages, respectively. The average cultivation area in AW has increased 70.7% from 19.5 ac 40 years ago to 33.3 ac now, while the PW area during the wet season has not changed. In contrast, the cultivation area of PW during the dry season has decreased in 15 villages and remained unchanged 28 villages over the past 40 years. The average PW cultivation area per farm household in dry season has decreased by 15% from 47.4 ac to 40.1ac over the past 40 years. The PW area has increased in only one village. This is because the tank in the village is connected to the canal of Mahaweli irrigation project, which is largest irrigation and settlement project in the dry zone of Sri Lanka. Thus, the water supply is reliable during the dry season. The number of farm households, which include owner-farmers, owner-tenants, tenants and landless farmers, has increased in 43 villages. The average number of farm household per village is 24.2 in 40 years ago compared with 103.5 now. The increasing rate of farm households is faster than that of the increase in the cultivation area (PW+AW) in wet season. Thus, the average cultivation area per farm household has decreased from 6.97 ac 40 years ago to 1.37 ac.

We assumed that one of the factors involved in expansion of the AW over the past 40 years is the population increase in rural villages. That is, the increasing numbers of new farmers who cannot possess land in the PW have developed AW around the PW. This has caused an increase in water use during the wet season and a decrease in the amount of water remaining in the tank during the dry season (Figure 2). We assumed this has de-

Table 1 Change of Land Area Cultivated and Number of Farm Household in Sample Villages¹⁾

	40 years ago	now
Cultivation area of PW in wet season (ac)	71.5	70.5
Cultivation area of AW in wet season (ac)	19.5	33.3
Cultivation area of PW in dry season (ac)	47.4	40.1
Number of farm household	24.2	103.5
owner and owner-tenant farmer	22.4	78.3
tenant and landless farmer	1.8	25.2
Cultivation area per farm household (ac) ²⁾	6.97	1.37

Note: 1) Average of 44 sample villages.

2) Cultivation area of PW and AW in wet season is divided by the number of farm household.

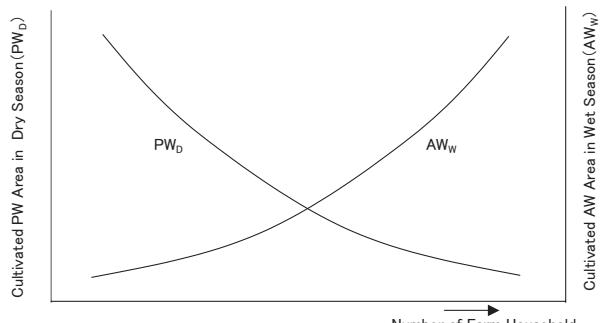


Figure 2 Change of Cultivated Area in PW and AW

Note: The increasing numbers of new farmers have developed AW around the PW. This has caused an increase in water use during the wet season (AW_1) and a decrease in the amount of water remaining in the tank during the dry season (PW_0).

creased the cultivable PW area that has been using bethma for hundreds of years.

This process of bethma transformation is explained in Figure 3. In this model we consider the transformation of bethma as dissipation of rent of CPRs. We assumed that each village has one tank and that all farmers cultivate paddy under bethma. This assumption is realistic because nearly 50% of the sample villages have only one tank and the paddy is the only crop farmers can cultivate under bethma. The horizontal axis in Figure 3 shows the time or the increase in farm households and the vertical axis shows the value of the average and marginal product (VAP and VMP), which can be earned from cultivating PW areas under bethma during the dry season from one tank in one village. If the number of farm households is F_1 and all farmers cooperate under bethma, the rent will maximize at $w=VMP$ (Δwad), where w is the unit cost required to cultivate paddy under bethma. We assume that bethma is a custom that distributes this rent among farmers in villages when water is scarce during the dry season. According to the expansion of cultivated AW areas during the wet season due to population increases, the rent also gradually decreases. That is, if the number of farm households increases to F_2 where $w = VAP$, rent will dissipate ($\Delta wad = \Delta abc$). Actually, a population increase might cause subdivision of cultivation areas in PW under bethma and a scarcity of water during the dry season destabilizes paddy cultivation in rural Sri Lankan villages. We suppose that the transformation of bethma in Sri Lanka is similar to "the tragedy of commons" as described by Hardin (1968). Furthermore, we can consider that agro-wells and pumps made it possible to cultivate high profitable crop such as chili and onion in AW area, which raised the opportunity cost to join bethma that can cultivate only paddy under small PW area. We can understand this shifts unit cost "w" upward and decrease the rent (Δwad) in figure 3, which accelerates the change of bethma further.

4. Concluding Remarks

The number of villages that implement bethma is 15 (24%) over the past 12 years and 11 (25%) over the past 7 years in sample villages. Thus, the

implementation of bethma in rural village has been declined recently in Sri Lanka.

The cultivable PW area during dry season has decreased according to the expansion of cultivable AW area in wet season. We assumed that one of the factors involved in expansion of the AW over the past 40 years is the population increase in rural villages. That is, the increasing numbers of new farmers who cannot possess land in the PW have developed AW around the PW. This has caused an increase in water use during the wet season and a decrease in the amount of water remaining in the tank during the dry season (Figure 2). We assumed this has decreased the cultivable PW area that has been using bethma for hundreds of years. The empirical data also support our hypothesis.

We assume that bethma is a custom which distributes the rent of tank among the farmers in villages when water is scarce during the dry season. Ownership of a private pumps and agro-wells made it possible to cultivate high profitable OFCs in dry season. It lowers the incentive of farmers to cooperate under bethma. The diffusion of pumps and agro-wells and increasing opportunity to get non-agricultural income has raised the opportunity cost to join bethma and decreased the rent of bethma, which accelerates the transformation of bethma.

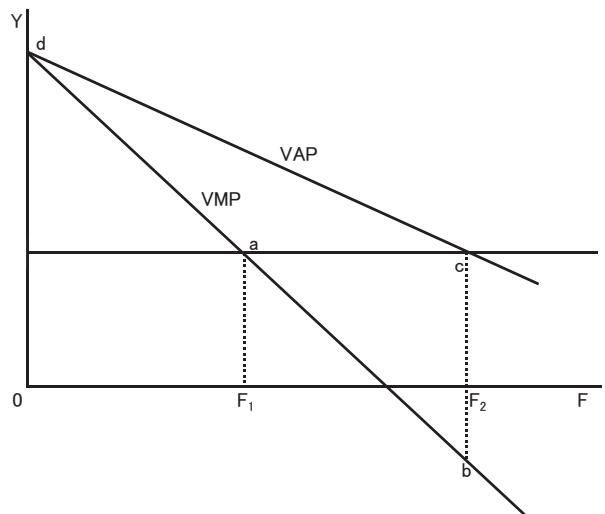


Figure 3 Transformation of Bethma

Note: The horizontal axis shows the time or the increase in farm households (F) and the vertical axis shows the value of the average and marginal product (VAP and VMP), which can be earned under bethma. If the number of farm households is F_1 and all farmers cooperate under bethma, the rent will maximize at $w = VMP$ (Δwad), where w is the unit cost required to cultivate paddy under bethma.

References

- G.Hardin. 1968. The Tragedy of Commons. *Science*. 162: 1243-1248.
- H.D.J. Ijsbrand. 1989. Fair and Unfair: A study into the bethma custom in two Sri Lankan Village Irrigation Systems. *International Irrigation Management Institute Working Paper*. 15: 1 -30. Sri Lanka.
- H.Kono and H.M.Somarathna. 2000. Expansion of crop diversification in paddy fields through new irrigation technology and the change of bethma custom in Sri Lanka. *Research Bulletin Obihiro University. Natural Science*. 21(4):75-84.

仮想市場評価法による帯広市八千代公共育成牧場の 公益的機能の評価

川瀬智太郎¹, 耕野拓一², 澤田 学²

A Study on the Public Functions of Obihiro Yachiyo Public Ranch
by Contingent Valuation Method

Tomotaro KAWASE¹, Hiroichi KONO² and Manabu SAWADA²

(受理: 2002年10月31日)

摘要

「ゆとり」や「やすらぎ」といった「心の豊かさ」に重きをおく国民意識の変化にともない、レクリエーション資源、美しい景観、動物・自然とのふれあいといった公共育成牧場の公益的機能に対する国民の意識と期待が高まっている。

本稿では仮想市場評価法（CVM）により八千代公共育成牧場の持つ公益的機能を、帯広市民を対象とした郵送アンケート調査から経済評価した。分析の結果、八千代公共育成牧場の総便益額は1億647万円となり、実際の帯広市の八千代公共育成牧場への支出額である1億600万円をわずかであるが、上回ることが明らかとなった。

キーワード: 公共育成牧場、支払意志額、仮想市場評価法

Abstract

The main purpose of this study is to evaluate the public functions of Obihiro Yachiyo public ranch by Contingent Valuation Method (CVM). The data was collected from mail survey of an Obihiro citizen.

The estimates of mean Willingness-To-Pay (WTP) was 900 yen per household and total benefits was estimated around 110 million yen. And it was shown that the facilities such as restaurant and scenery of pasturage have a positive effect on both WTP and annual visiting rate to public ranch.

It was suggested that the provision of information relating to activities and the maintenance of the facilities targeted a person with children or elderly people were required for its further development.

Key words: Public Ranch, WTP, CVM,

緒言

近年、「物の豊かさ」から「ゆとり」や「やすらぎ」といった「心の豊かさ」に重きをおく国民意識の変化にと

もない、レクリエーション資源、美しい景観、動物・自然とのふれあいといった公共育成牧場の公益的機能に対する国民の意識と期待が高まっている。

公共育成牧場とは、地域の畜産振興と畜産経営の生産

1 帯広畜産大学大学院畜産管理学専攻（現在、北海道庁根室支庁勤務）

2 帯広畜産大学畜産科学科環境総合科学講座食料環境経済学分野 〒080-8555 北海道帯広市稻田町

1 Master Course of Animal Production and Agricultural Economics, Graduate School of Obihiro University of Agricultural and Veterinary Medicine (Currently, Hokkaido Government Nemuro Sub-prefectural Office)

2 Food and Resource Economics Unit, Obihiro University of Agriculture and Veterinary Medicine, Obihiro, Hokkaido, 080-8555 Japan

向上, 経営の安定化を図るために, 地方公共団体, 農業協同組合, 畜産公社などが, 主として乳用牛または肉用牛を集団的に飼養する目的で, 草地および関連諸施設を設置し, 管理運営している牧場である(前野 [5]).

帯広市八千代公共育成牧場は, 帯広市の南西約35kmに位置し, 十勝ポロシリ岳のすそ野に広がる総面積約976haの公共育成牧場である. 同牧場への入牧頭数は年間約3万頭であるが, その頭数は年々減少している. 八千代公共育成牧場の財政収支は赤字で, 帯広市から年間約1億円の赤字補填が行われている. しかし, 同牧場の財務収支状況は, 年間約4万人に達する来訪者が享受している対価を支払う必要のない保健休養やレクリエーション価値が反映されておらず, 牧場の価値を適正に評価しているとは言い難い. 八千代公共育成牧場の役割を評価するには, 公益的機能などの価値も含めて総合的に評価を行う必要があるといえる.

そこで本稿では仮想市場評価法(CVM)により八千代公共育成牧場の持つ公益的機能を, 帯広市民を対象とした郵送アンケート調査から経済評価する. すでに説明したように, 八千代公共育成牧場を維持するための費用の多くは, 帯広市からの補助金でまかなわれている. 納税者である帶広市民が, 八千代公共育成牧場への補助金投入金額以上の便益を受けているかどうかを明らかにすることは, 同牧場への財政支出の経済的妥当性を判断するうえでも重要であろう.

方 法

モデル

CVM (Contingent Valuation Method) は, 仮想的な状況を想定し回答者からそのような状況を回避するのに支払う用意のある支払意志額 (Willingness To Pay; WTP) を尋ねる分析方法である. 公共育成牧場などの公益的機能を数量的に評価する方法の一つとして, トラベルコスト法 (Travel Cost Method: TCM) がある. TCM はレクリエーション地への訪問頻度と旅行費用の関係からレクリエーション機能や保健休養機能などの非農業的利用価値を間接的に評価する手法であるのに対して, CVM は人々に評価しようとする環境の変化を示し, それに対しての WTP を直接に聞き出すという点で汎用性が高く, TCM で評価可能な非農業的利用価値に加えて非利用価値も評価できるというメリットを持つ.

CVM の質問方法は, 提示された額に対しての YES/NO 回答を 1 度だけ聞き, そこから WTP を導き出す, 1 段階 2 肢選択法を用いる. この 2 肢選択方式には, 推計額に統計的改善の見られる 2 段階 2 肢選択法があるが, 回答方式が 1 段階 2 肢選択法に比較して複雑であることから, 郵送アンケート被調査者の回答への簡便性を

考慮して 1 段階 2 肢選択法を採った.

具体的な質問の様式は, 帯広市からの助成金の不足により現在の状況から環境が悪化することを想定し, その環境悪化を避けるためにいくら支払ってもよいかを被調査者に尋ねた. なお, 支払い手段は 1 回 1 家族あたりの八千代公共育成牧場の入場料とした.

1 段階 2 肢選択法からのデータを用いての WTP の推定には, Hanemann [4] のランダム効用モデルを援用する. ランダム効用モデルでは, 回答者の効用関数が観察可能な部分と観察不可能な誤差項からなると仮定する. そして, 回答者は YES と答えた時の効用が, NO と答えた時の効用よりも高い場合に YES と答え, 逆の場合に NO と答えると想定する.

今回の分析では, 八千代牧場の環境が現在の状態 Q_0 から Q_1 へと悪化するのを防止する牧場環境保全の価値を評価する. この時個人の(回答者の)効用関数 U が, 以下のように観察可能な部分 V と不可能な部分 ε に別れるとする.

$$U_i = V(Q_i, C, M) + \varepsilon_i \quad (1)$$

(但し C は回答者の個人特性, M は所得を表す)

そして, 回答者に入場料 B 円の負担を提示したとき, YES と答える確率は以下のようになる.

$$\begin{aligned} \Pr[YES] &= \Pr[V(Q_0, C, M - B) + \varepsilon_0 > V(Q_1, C, M) + \varepsilon_1] \\ &= \Pr[V(Q_0, C, M) - V(Q_1, C, M) > \varepsilon_1 - \varepsilon_0] \\ &= \Pr[\Delta V > -\eta] \\ &= \Pr[\eta > -\Delta V] \\ &= 1 - G_n(-\Delta V) \end{aligned} \quad (2)$$

ただし, $\Delta V = V(Q_0, C, M) - V(Q_1, C, M)$:

$$\eta = \varepsilon_0 - \varepsilon_1$$

$G_n(\cdot)$ は η の累積密度関数

ここで, η がロジスティック分布に従うと仮定すると, (2)式はロジットモデルとなり, 以下のように表される.

$$\Pr[YES] = \frac{1}{1 + \exp[-\Delta V]} \quad (3)$$

また, 効用関数の差 (ΔV) は栗山 [2] にならい, 以下のように仮定した.

$$\Delta V = \alpha + x_i' \beta + \beta_{bid} \ln B \quad (4)$$

ただし α , β は推定されるパラメータ, x_i は回答者 i の属性ベクトルであり, (3)式で表される確率をもとに最尤法を用いてパラメータの推定を行う. CVM は, 推定されたパラメータから, 中央値 WTP(median WTP) および平均値 WTP(mean WTP) を求める. 中央値 WTP は, 回答者の 50% が提示額に対して YES と回答する WTP であり, (3)式で表される確率を 0.5 とおくことにより求めら

れる。平均値 WTP は被調査者の平均的な WTP を表しており、(3)式を提示額について無限大まで積分することにより求めることができる。

データ

分析に用いたデータは帯広市民を対象とした郵送アンケート調査から収集した。配布数は400件であり、帯広市選挙管理人名簿から確率比例無作為2段抽出法により無作為にサンプルを抽出した。この確率比例無作為2段抽出法とは、まず選挙区を無作為に抽出し、さらにその選挙区から無作為に選挙人を抽出する方法である。

アンケート票の配布は2001年10月下旬に行った。その結果、有効送付数は387通(13通は宛名、宛先不明)であり、それに対する回収数は232通(回収率は約60%)であった。単純集計にはすべての回答を用いた。

アンケートの主な質問項目は、①回答者の属性(性別、年齢、職業、所得など)、②八千代公共牧場の利用(来訪の目的、年間訪問回数、施設の評価、牧場の持つ多面的機能など)である。

アンケートの集計結果の概要は以下の通りである。回答者の平均年齢は48歳、平均年間世帯所得は433万円であり、平均世帯人数は本人も含め3人であった。八千代公共育成牧場を訪れた際の平均滞在時間は97分で、1年当たりでは2回訪れていた。回答者の性別は男性と女性でそれぞれ52%、46%で、男性回答者のはうが女性回答者よりも割合が高くなっていた。回答者は60歳代以上が36.6%、50歳代が22%と、比較的高齢層からの回答が高い割合を占めていた。職業は、会社員が4分の1を占めており、次に年金生活者が約21%となり、続いて自営業(13.8%)、専業主婦(約13%)となっている。その他には、無職、団体職員、芸術家等が含まれていた。所得は、回答者の世帯で収入のある者全体の年間所得を尋ねている。平均は約433万円であり、200万円~400万円が最も多く、全体の37%を占めた。回答者の20%が年金生活者であったことが平均所得を下げていると思われる。

八千代公共牧場の利用について、来訪の目的については、「放牧風景の観賞」及び「レストランでの食事」がそれぞれ約40%を占めた。次いで「自然散策」が約35%、そして「アイスクリームを食べに(約18%)」と「パークゴルフ場の利用(約18%)」がほぼ同じ割合となっている。この結果は家畜の育成風景から派生する牧場の公益的機能が集客に役立っていることを示唆している。年間訪問回数については、1年当たり約2回で、帯広市民の同牧場への訪問頻度は決して高くないようである。年齢階層別の年間の訪問回数では、20歳代と30歳代では年間の訪問回数が1回、40歳代と50歳代では2回、60歳代以上では3回を境に訪問回数が減っており、高齢者の八千代公共育成牧場を

訪問する頻度が高い。訪問季節は、夏が一番多く、約50%を占めている。最近牧場に設置された歌碑や、住民組織である「虹の会」の認知度についても質問をした。歌碑は、帯広市が牧歌的な農村景観の造成をはかって設置したものであるが、この存在を知らない人が7割以上を占めた。「虹の会」は八千代公共育成牧場に位置するパークゴルフ場の隣に体験農園や直売所設置などを行い、牧場を中心として地域の活性化をはかろうと取り組んでいる住民組織である。この組織についても知らない人が約7割を占め、歌碑とともに八千代地区からの帯広市民への情報発信不足が感じられる。牧場の施設の評価については、各施設での体験内容について「知らなかった」と答えた人は少なく、帯広市民は牧場施設についての情報ははらかの形で知っていると思われる。しかし、実際に施設を利用したことがあると答えた人は、レストラン(57%)とパークゴルフ場(27%)で、これ以外の施設について知っているが利用したことのない人は、7割を越えていた。八千代公共育成牧場で利用してみたい施設については、乳加工、肉加工研修がそれぞれ約22%、約16%と高い割合を占めた。牧場がゆとり・やすらぎといった多面的機能を持つかとの質問については、肯定的な回答(その通りだと思う、少しはそう思うとした人)が全体の70%以上を占めた。帯広市民は八千代公共育成牧場の有するレクリエーション提供機能や保健休養機能などを認識しており、貴重な農村資源としての八千代公共育成牧場の位置付けを確認できる。

計測結果と考察

アンケート調査結果から得られた WTP を被説明変数とし、個人特性や旅行特性、八千代公共育成牧場の訪問回数などを説明変数とする付け値関数を推定し、推計された平均値および中央値から八千代公共育成牧場の総便益評価の算出を行った。推計に用いた説明変数を表1に示す。説明変数は、I.回答者特性に関する変数、II.旅行特性に関する変数、III.八千代牧場訪問に関する変数となっている。分析には提示額に対してNOと回答した人のうち、その理由が「国や市が助成を増やすべき」「本当にそうなると困る」といった、牧場の公益的機能評価額が0円ではなく、回答の方式や質問内容に対して反対の意向を示した抵抗回答を除いて分析を行った。これらの変数を組み合わせて検討した結果、付け値関数は表2のようになった。また、全ての係数が0であるという仮説は、尤度比検定を行ったところ、棄却された。

計測結果を説明変数のカテゴリーごとに見ていく。個人特性に関するカテゴリーでは「性別(sex)」「年齢(age)」「子供の有無(child)」「所得の対数値(Linc)」が選ばれた。「性別」と「年齢」の符号は正となっている。これは男性よりも女性の方が、また若齢者よりも高齢者の方が WTP

が高くなることを示している。「子供の有無」の符号は正であり、有意水準5%で有意となっている。これは、家族に小学生以下の子供を持つ人は、WTPが高くなることを意味する。小学生以下の子供を持ち(40人)、かつ八千代牧場を家族で訪問すると答えた人は90%(36人)もあることから、これは子供連れで牧場を訪れようとする世帯のWTPが高くなるとも解釈できる。よって、牧場の利用価値が主に評価されていると考えられる。「所得の対数値」の符号も正であり、有意水準5%で有意となっている。これは高所得世帯ほどWTPが高くなることを意味しており、既存のCVM研究の結果とも合致している。

IIの旅行特性に関するカテゴリーからは、「提示額の対数値(Lbid)」のみが選択された。係数の符号は負となっている。これは提示額が増えるとNOと答える可能性が高くなることを示しており、理論通りの結果となった。

IIIの八千代牧場訪問に関するカテゴリーでは、「レストランが目的(q122)」および「放牧風景が目的(q123)」と施設に関する変数が選ばれた。どちらの符号も正となっている。これはレストランの利用、放牧風景の観賞を来訪目的とする世帯のWTPが高くなることを意味するが、実際に牧場を訪ることにより体験できる活動であるこ

とから、この結果は利用価値が評価されたものであると思われる。また、八千代牧場の運営・管理が行われることによって利用可能であるレストランや、放牧風景の観賞などの内容がWTPを高くするということは、逆にいえば施設の利用可能性が牧場の価値を高めていることを意味し、牧場の公益的機能が市民に対して充分発揮されていると考えられる。

総便益額算出には平均値(870円)を用いた。また、分析より八千代公共育成牧場への年間訪問回数が高い世帯ほどWTPが低くなることが認められたため、新田他[3]にならい、利用回数を考慮した総便益評価額の算出を行う。具体的には、年間訪問回数(VN)を除く変数にそれらの平均値を代入し、年間訪問回数には回答で得られた利用回数(1回から6回)を代入して、利用回数毎のWTP(平均値)を求めた。結果、年間訪問回数1回の場合のWTPは927円、6回の場合のWTPは597円となった(表3)。

総便益額は各WTPに利用回数と利用世帯数を乗じることで求められる。この利用世帯数には、アンケート調査対象である帯広市の世帯数(70,822世帯・平成13年10月現在)をアンケートから得られた利用回数の割合に応

表1 付け値関数計測に用いた説明変数一覧

分類	変数名	意味	平均	標準偏差
I.個人属性に関する変数	age	年齢(10歳代~60歳代で1~6)	4.81	1.2
	sex	性別(女性=1,その他=0)	0.36	—
	child	小学生以下の子供が世帯にいる (はい=1,それ以外=0)	0.14	—
	income	年間所得(単位:円)	456	274
II.旅行特性に関する変数	Linc	所得の対数値	—	—
	Lbid	提示額の対数値	—	—
	party	同伴人数(回答者世帯の家族数) (単位:人)	3	1.3
	com	家族と牧場を訪問する (はい=1,それ以外=0)	0.73	—
III.八千代牧場訪問に関する変数	friend	友人と牧場を訪問する (はい=1,それ以外=0)	0.21	—
	VN	年間訪問回数(単位:回)	1.7	1.2
	staytime	滞在時間(単位:分)	106.96	67.68
	lf	牧場は保健休養機能を発揮している (その通り,少しはそう思う=1,その他=0)	0.84	—
	fest	牧場の祭りに参加したことがある (はい=1,それ以外=0)	0.32	—
	natu	自然散策が目的 (はい=1,それ以外=0)	0.44	—
	q122	レストランで食事が目的 (はい=1,それ以外=0)	0.44	—
	q123	放牧風景の観賞が目的 (はい=1,それ以外=0)	0.46	—
	q124	アイスクリームを食べるのが目的 (はい=1,それ以外=0)	0.23	—
	q125	パークゴルフ場・研修施設の利用が目的 (はい=1,それ以外=0)	0.31	—
	kahi	牧場に設置された歌碑を知っている (はい=1,それ以外=0)	0.29	—
	niji	虹の会について知っている (はい=1,それ以外=0)	0.31	—

註) 平均および標準偏差は分析に使用した102サンプルから求めたものである。なお、二値変数についてはサンプルの標準偏差を掲載していない。

表2 付け値関数の推計結果

分類	変数名	意味	係数	t-値	P値
	constant	定数項	8.250	1.806	0.710
I	SEX	性別	1.019	1.696	0.090
II	AGE	年齢	0.547	1.682	0.930
	LINC	所得の対数値	1.165	2.557	0.011
	CHILD	子供の有無	2.149	2.265	0.240
	LBID	提示額の対数値	-2.908	-4.374	0.000
III	Q122	レストランが目的	1.300	2.191	0.028
	Q123	放牧風景が目的	0.874	1.487	0.137
	VN	年間訪問回数	-0.224	-0.922	0.357
サンプル数					
的中率(%)					
Mean-WTP(円)					
Median-WTP(円)					

註1) Mean-WTPは最大提示額(2,000円)で裾切りをおこなった。

註2) 的中率は、推計モデルに各回答者のデータを代入して得られるWTPの推計値と実際の回答反応が一致している割合を示す指標である。

表3 八千代牧場の総便益推計額

年間訪問回数	n	割合(%)	世帯数	WTP	TWTP
1	67	39.2	27,749	927	25,723,296
2	27	15.8	11,182	853	19,077,210
3	9	5.3	3,727	782	8,744,653
4	1	0.6	414	716	1,186,165
5	2	1.2	828	654	2,708,631
6	4	2.3	1,657	597	5,934,138
不明	61	35.7	25,264	853	43,100,364
全体	171	100.0	70,822		106,474,457

註1) 世帯数は、帯広市総世帯数70,822×割合(%)で算出した。

註2) TWTP(総WTP)=年間訪問回数×世帯数×WTPで算出した。

註3) 不明の年間訪問回数およびWTPは調査データの平均である2回(853円)を用いた。

じて按分したものを用いた。なお、不明の場合には、平均年間訪問回数である2回とそのWTPを用いた。結果、総便益額は1億647万円となり、実際の帯広市の八千代公共育成牧場への支出額である1億600万円をわずかであるが、上回る結果となった。

CVMを用いた評価額には、質問方法、支払い形式、分析方法等の違いによってバイアスが生じることがある。しかし今回の帯広市民による八千代牧場の評価額である1人あたり319円～205円（平均家族数2.9で除した値）は、公共牧場をCVMで評価した新田他〔3〕の335円～278円（1人あたり）、加藤〔1〕の299円に比較して大きな差はないことから、妥当な結果が得られたといえる。ゆえに八千代公共育成牧場は帯広市民にその支出額を補うだけの便益をもたらしていると推察される。

八千代公共育成牧場での施設利用に関する回答では、レストラン、パークゴルフ場以外の施設について知っているが利用したことのない人が、7割を越えた。しかし、牧場で利用したい施設についての回答では、それらの施設を利用したいという人が多く見られ、特に乳加工研修については22%が利用してみたいと回答した。また、帯広市が設置した歌碑については、72%がその存在を知らず、牧場を中心に地域の活性化に取り組む「虹の会」についても、70%の回答者がその活動について知らなかっただ。しかし、「虹の会」が貸し出している体験農園を利用したいと回答した人が30%、直売所を利用したいと回答した人が全体の73%となっており、農村地域資源を生かした活動に対する帯広市民の関心は決して低くない。

このように、実際の利用状況と希望とが一致しない大きな原因是、八千代地区側から情報発信が十分に行われ

ていないからではないかと考えられる。いつ、どこで、どのような体験ができるのかといった情報を帯広市民に発信することにより、八千代公共育成牧場の施設や直売所の利用促進が期待できる。現在ではインターネットなどリアルタイムで情報の内容が更新可能であると同時に、双方向で情報送信可能な手段も普及している。雑誌やパンフレットなどと組み合わせて、広く市民に情報を発信することが今後ますます重要であろう。こうした取り組みにより、八千代公共育成牧場の利用促進を図ることで、牧場の持つ農村地域資源としての価値を一層高めることが期待される。

引用文献

- 〔1〕 加藤弘二「大笠牧場が持つ公益的機能の評価」
(農政調査委員会『平成8年度畜産農業が有する外部経済効果の評価に関する委託研究事業報告書』1996, pp: 49-77).
- 〔2〕 栗山浩一『公共事業と環境の価値—CVMガイドブック』築地書館, 1997.
- 〔3〕 新田耕作・鈴木久雄・矢部光保「CVMによるレクリエーション価値の経済評価」『農業総合研究』第54巻, 1号, 2000, pp: 93-110.
- 〔4〕 Hanemann,W. M. "Welfare Evaluations in Contingent Valuation Experiments with Discrete Responses" *American Journal of Agricultural Economics*, 66, 1984, pp332-341.
- 〔5〕 前野休明「公共牧場の管理と運営」(高野信雄・ほか『粗飼料・草地ハンドブック』養賢堂, pp: 315-323).

平成13年度 帯広畜産大学研究業績

☆原著論文

分 野	題 目	著 者 名	誌 名	発行年月
法 学	相当因果関係	J. NAGASAKA	法学セミナー558, 50-51	2001年 6 月
法 学	準事務管理	J. NAGASAKA	法学セミナー559, 14-15	2001年 7 月
法 学	ドイツ法における完全性利益保護義務論の一動向—「統一的法定保護義務関係」論批判説の展開—	J. NAGASAKA	帯畜大研報人文社会科学論集, 11(1), 97-156	2002年 3 月
社 会 学	環境権の思想と運動—〈抵抗する環境権〉から〈参加と自治の環境権〉へ—	閔 礼子	講座環境社会学 4, 有斐閣, 211-236	2001年 9 月
哲 学	買売春=女性支配のシステム	杉田 聰	『批判精神』7卷32-49頁	2001年 5 月
哲 学	性的自由と「性=人格原則」—自己決定権の規定・制約原理としての女性の平等	杉田 聰	『唯物論研究年誌』6号 232-255頁	2001年10月
哲 学	反「性=人格」論批判—性暴力批判原理としての「性=人格原則」	杉田 聰	『帯広畜産大学人文社会論集』11卷1号1-64頁	2002年 3 月
文 学	幼少年期の自伝（三）—西尾幹二『わたしの昭和史—少年篇—』—	柴口 順一	帯畜大研報人文社会科学論集 11(1), 78-108	2002年 3 月
英 文 学	『通過儀礼』に潜在するゴールディングの秩序観—orderという語の多義的機能をめぐって—	時岡 裕純	『文学と評論』3(1), 56-64	2001年11月
英 文 学	Golding's View of Order in <i>Lord of the Flies</i>	H. TOKIOKA	『帯畜大研報人文社会科学論集』11(1), 1-13	2002年 3 月

☆総 説

文 学	書評：山口誠『英語講座の誕生』	齋藤 一	英語青年, 147:7, 54	2001年10月
文 学	読書人出版情報 英米文学・英語学研究書あんない ポストコロニアル批評	齋藤 一	週刊読書人, 2388, 7	2001年 5 月

☆著 書

英 語 学	『ジーニアス英和大辞典』	時岡裕純 他 執筆（共 大修館書店 同執筆者 全112名）	2001年 4 月
英語教育	『新しい英文法の学び方・教え方』	時岡裕純 他 翻訳（共 ピアソン・エデュケーション 同翻訳者 全 6 名）	2001年 9 月
哲 学	クルマを捨てて歩く！	杉田 聰	講談社 3-218頁

編集委員 (*委員長)
石井利明 宇塚雄次 加藤清明
関礼子 *種市信裕 手塚雅文
時岡裕純 柳川久
(五十音順)

平成15年3月1日 発行

編集発行 帯広畜産大学
北海道帯広市稲田町西2線11番地

製作 中西印刷株式会社
札幌市東区東雁来3条1丁目1番34号
TEL (011) 781-7501
FAX (011) 781-7516

RESEARCH BULLETIN OF OBIHIRO UNIVERSITY

THE HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

CONTENTS

Memoirs of childhood (4) : Shohei Ooka and other three Memoirs

Jun'ichi SHIBAGUCHI 1

Über die Schlechterfüllung

Jun NAGASAKA 12

Determinants of Student's Evaluation of Classes in Obihiro University

Yoshiyuki WATANABE 27

Theoretical Analysis of Transformation of Bethma Custom in Sri Lankan Traditional Village

Hiroichi KONO, H.M.SOMARATHNA 32

A Study on the Public Functions of Obihiro Yachiyo Public Ranch by Contingent Valuation Method

Tomotaro KAWASE, Hiroichi KONO and Manabu SAWADA 37

A list of academic contribution in 2001 42